

「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」について

これまで、ルールを守る外国人を積極的に受け入れる一方で、我が国の安全・安心を脅かす外国人の入国・在留を阻止し、確実に我が国から退去させることにより、円滑かつ厳格な出入国在留管理制度の実現を目指してきました。

しかし、昨今、ルールを守らない外国人に係る報道がなされるなど国民の間で不安が高まっている状況を受け、そのような外国人の速やかな送還が強く求められていたところ、法務大臣から、法務大臣政務官に対し、誤用・濫用的な難民認定申請を繰り返している者を含め、ルールを守らない外国人を速やかに我が国から退去させるための対応策をまとめるよう指示がありました。

その結果として、「入国管理」、「在留管理・難民審査」、「出国・送還」の3つの段階に分け、各段階における具体的な対応策を「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」としてまとめました。

※令和7年5月23日に公表した報道発表資料の内容となります。

[「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」\(PDF:231KB\)](#) 

[「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」\(英語\)\(PDF:599KB\)](#) 

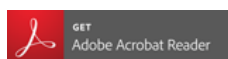
「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」実施状況について

令和7年5月23日、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）を発表し、護送官付き国費送還の促進等の諸施策に取り組んでいるところです。

ゼロプランの開始に当たって、社会の御関心が高かったことから、今回特別に令和7年1月から8月までの間における月別の統計を集計しましたので、その結果を報告します。

※数値は、全て速報値となります。

[「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」実施状況について \(PDF:1.1MB\)](#) 



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。



※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。

外国人在留支援センター（FRES C）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階

Tel.0570-011000（代表）

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

ルールを守らない外国人により国民の安全・安心が脅かされている社会情勢に鑑み、 不法滞在者ゼロを目指し、外国人と安心して暮らせる共生社会を実現する

入国管理

(1) 電子渡航認証制度(正式略称: JESTA(※))の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止する。

2030年の導入予定を前倒しして、2028年度中の導入を目指す。

(※) Japan Electronic System for Travel Authorization

(2) 退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人(※)が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化する。

(※) 被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者

在留管理・難民審査

(3) 難民認定申請の審査の迅速化

誤用・濫用的な難民認定申請を抑制するため、出身国情報等を踏まえてB案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備する。

法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施する。

(※) B案件: 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

(4) 出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討する。

JESTAの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討する。

出国・送還

(5) 護送官付き国費送還の促進

退去強制が確定した外国人のうち、令和5年改正入管法により送還停止効の例外として送還が可能となった者や重大犯罪者などを中心に、計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施する。

(6) 改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進する。

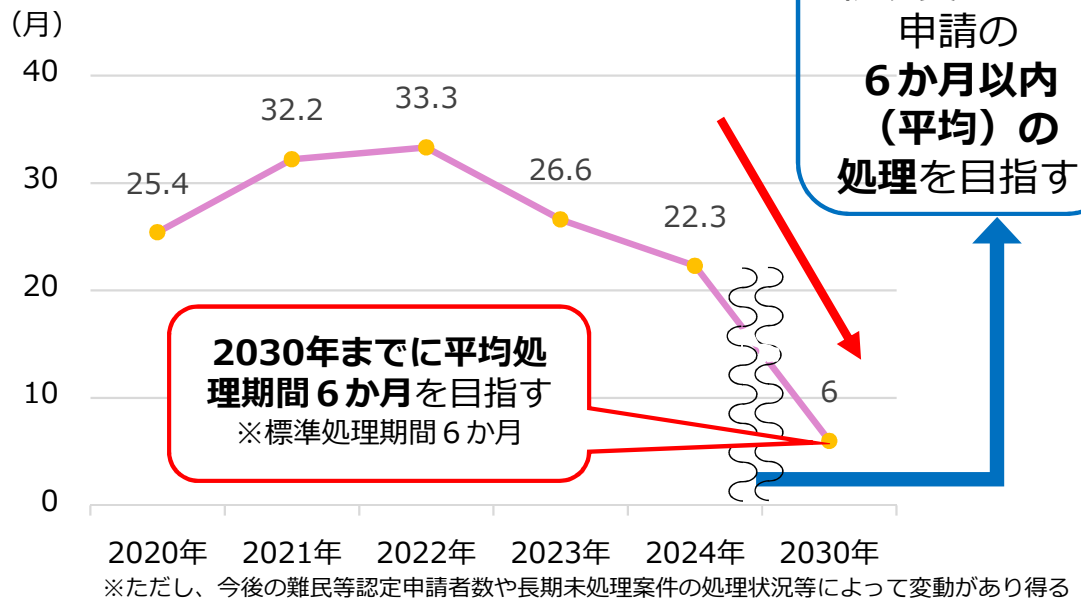
(7) 被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。

警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

不法滞在者ゼロプランによって期待される当面の効果（目標）

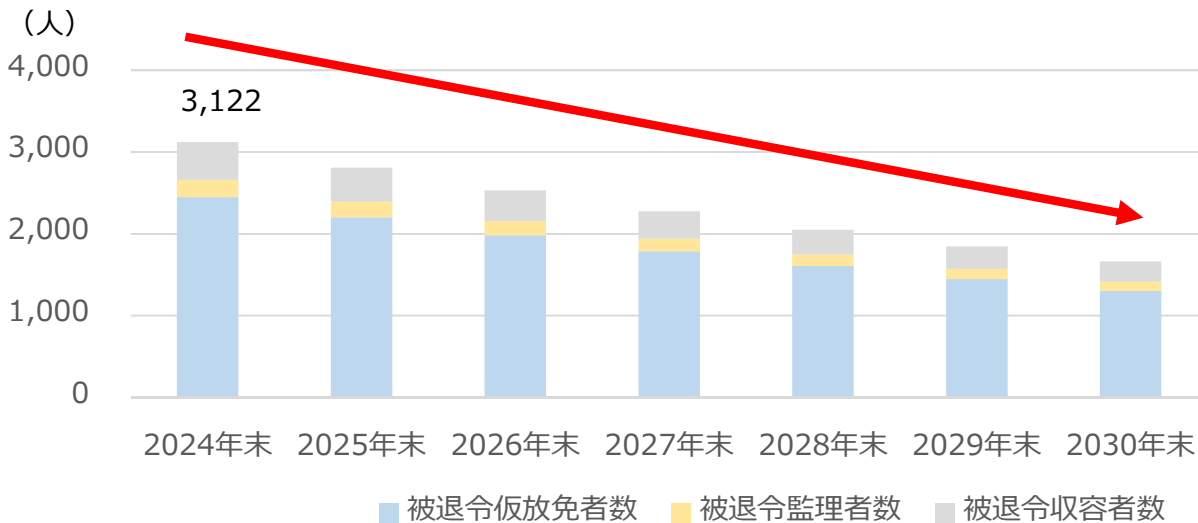
難民認定申請の平均処理期間



護送官付き国費送還



退去強制が確定した外国人数



今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの
2030年末までに半減を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ

報道発表資料

令和7年の出入国在留管理業務の状況（ダイジェスト）

令和7年における出入国在留管理業務の状況を掲載します。
詳細については、各報道発表資料のページをご覧ください。

[令和7年の出入国在留管理業務の状況（PDF：1.3MB）](#) 



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同
庁舎6号館

TEL045-370-9755（代表）（法人番号：
7000012030004）

※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。

[サイトマップ](#)[リンク・著作権等について](#)[ご意見・情報提供](#)

外国人在留支援センター（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13
階

TEL0570-011000（代表）

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

令和7年の出入国在留管理業務の状況

出入国在留管理庁

■ 令和7年における出入国在留管理業務の統計のポイント

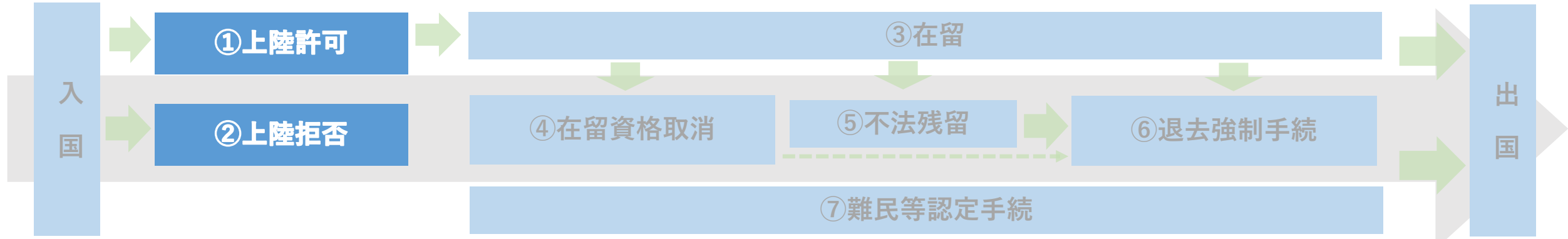
- ・ 外国人入国者数は、過去最高を更新し、初めて4,000万人を超え、在留外国人数も、過去最高を更新し、初めて400万人を超えた。
- ・ 令和7年5月に「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を発表し、護送官付き国費送還で318人（前年比27.7%増。過去最高）を送還するなど、諸施策に取り組んでおり、令和8年1月1日現在の不法残留者数は、6万8,488人と1年間で6,375人減少した。

- 外国人入国者数：4,243万930人 ※初めて4,000万人を超えて**過去最高**
- 在留外国人数：412万5,395人 ※初めて400万人を超えて**過去最高**
- 不法残留者数：6万8,488人 ※昨年同時期と比べ、**6,375人減少**（2年連続減少）
- 空海港で上陸を拒否した者：8,546人 ※前年に比べ、667人増加（前年比8.5%増）

不法滞在者ゼロプラン関係

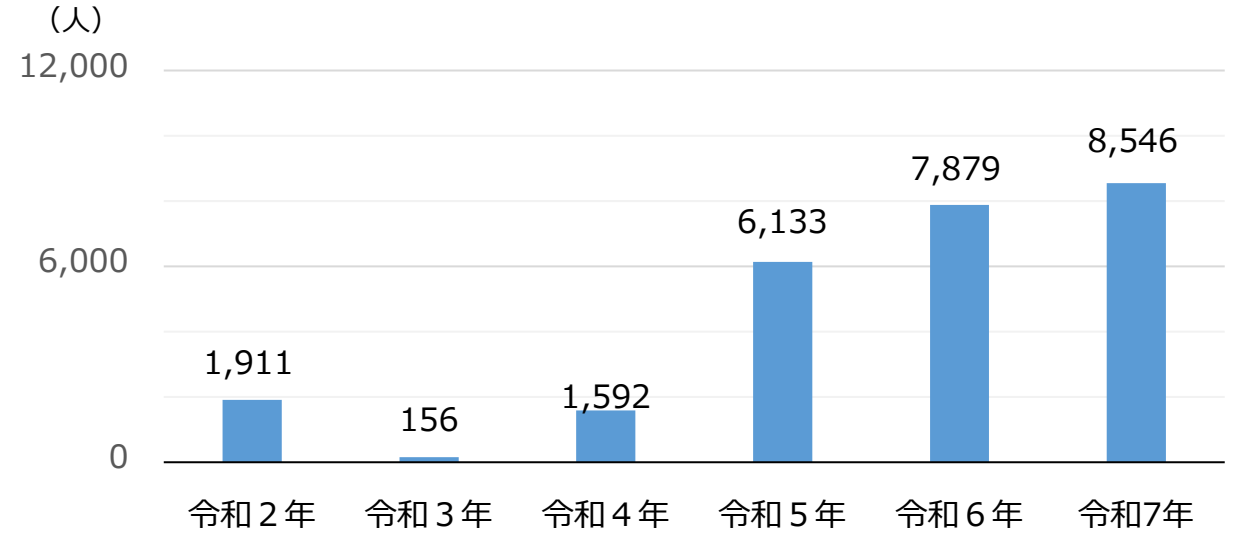
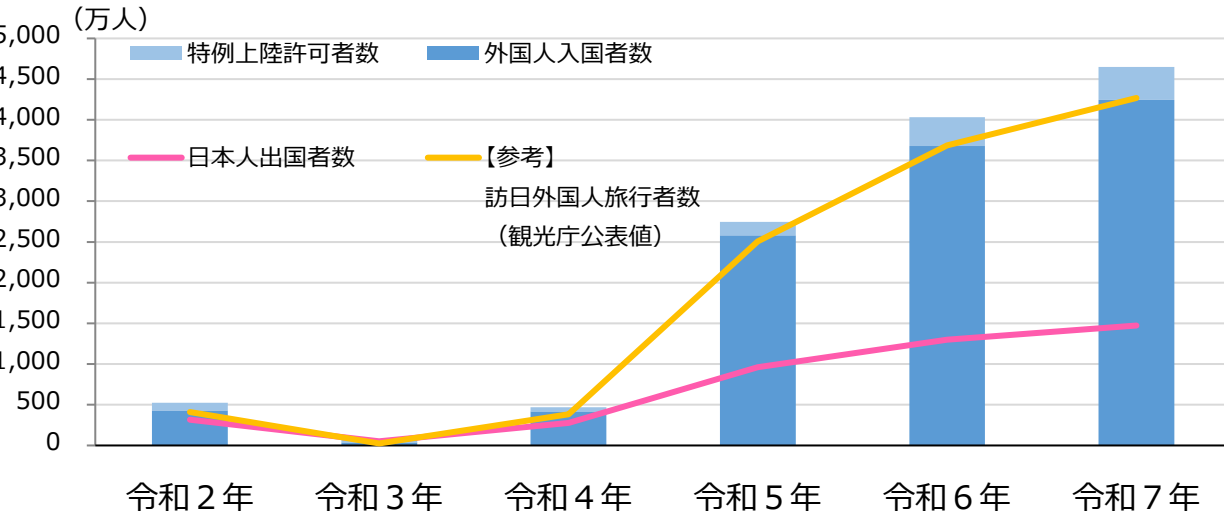
- 退去強制令書による送還者数及び出国命令により出国した者の数：1万7,352人
（退去強制令書による送還者数：7,563人、出国命令により出国した者の数：9,789人）
※前年に比べ、627人減少（前年比3.5%減）
ゼロプラン公表後の下半期の退去強制令書による送還者数は、4,140人で前年に比べ、265人増加（前年比6.8%増）
- 令和7年中の護送官を付して送還した者は、318人で**過去最高**（前年に比べ、69人増加）※送還事例については、事例集参照
- 難民認定申請の平均処理期間：22.5か月 ※前年から横ばい
不法滞在者ゼロプランにより処理を迅速化し処理数が増加（2024年5,293人⇒2025年9,397人）した結果、申請が古い案件も多く処理されたことが要因
- 難民認定申請者数はB案件の類型化等を実施して以降、減少傾向
B案件への振り分けは1,615人と前年の80人から**約20倍に増加** } B案件：難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件
- 難民認定申請の未処理数は、過去最高となった2025年5月末時点から**4,172人減少**し12月末時点で1万5,969人（20.7%減）
- 退去強制が確定した外国人：3,369人 ※前年に比べ、246人増加（前年比7.9%増）
難民認定申請の処理を迅速化し処理数が増加したことにより、年末にかけて退去強制令書の発付数が増加（2024年10月-12月1,964件⇒2025年10月-12月2,428件（※速報値））したことや、昨年の秋ごろに上陸拒否になったにもかかわらず、退去命令に従わず退去強制手続を執った事案が多発したことが影響したものと思われる。

令和7年の出入国在留管理業務の状況



① 令和7年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について

② 令和7年における外国人の上陸拒否について

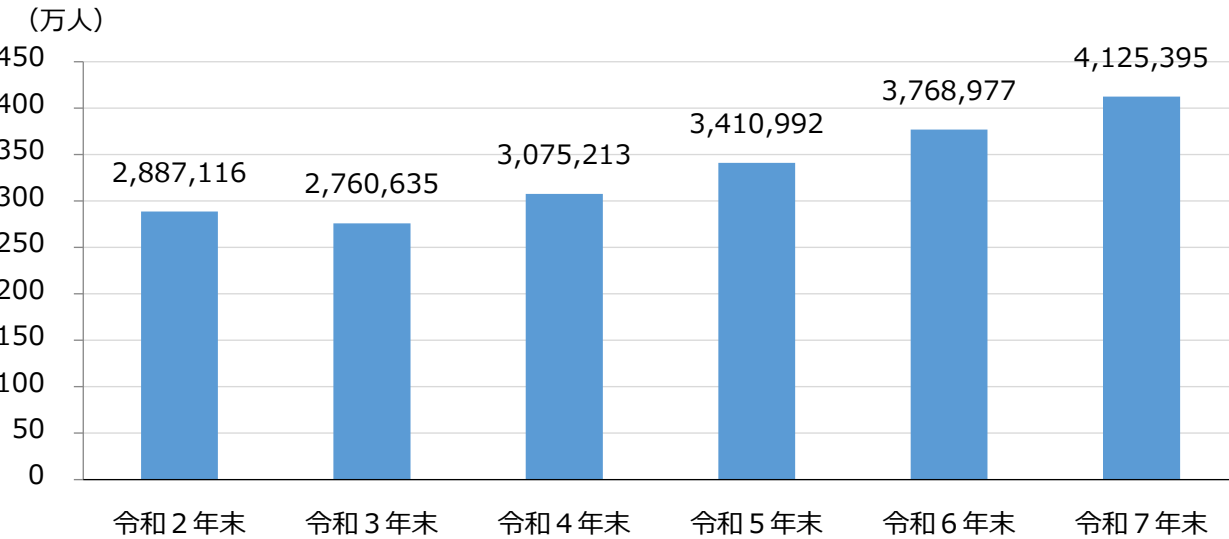


- 令和7年の外国人入国者数：**4,243万930人**
→前年に比べ、565万966人増加し、初めて4,000万人を超えて**過去最高**
- このうち新規入国者数は、**3,918万4,525人**
→前年に比べ、516万8,759人増加し、**過去最高**
→国籍・地域別では、**韓国**が923万875人と最も多く、次いで**中国**が722万2,691人、**台湾**が639万65人
- 外国人新規入国者の在留資格別では、「**短期滞在**」が3,845万8,105人と最も多く、次いで「**留学**」が17万6,119人、「**技能実習**」が15万7,217人
- 令和7年の日本人出国者数：**1,473万1,615人**
→前年に比べ、172万4,333人増加

- 令和7年の外国人被上陸拒否者数：**8,546人**
→前年に比べ、667人増加
- 国籍・地域別では、**タイ**が2,343人と最も多く、次いで**インドネシア**が888人、**中国**が702人
- 上陸拒否の理由別では、「**入国目的に疑義**」が7,246人と最も多く、次いで「**上陸拒否事由該当**」が505人、「**有効な査証等不所持**」が111人



③令和7年末現在における在留外国人数について

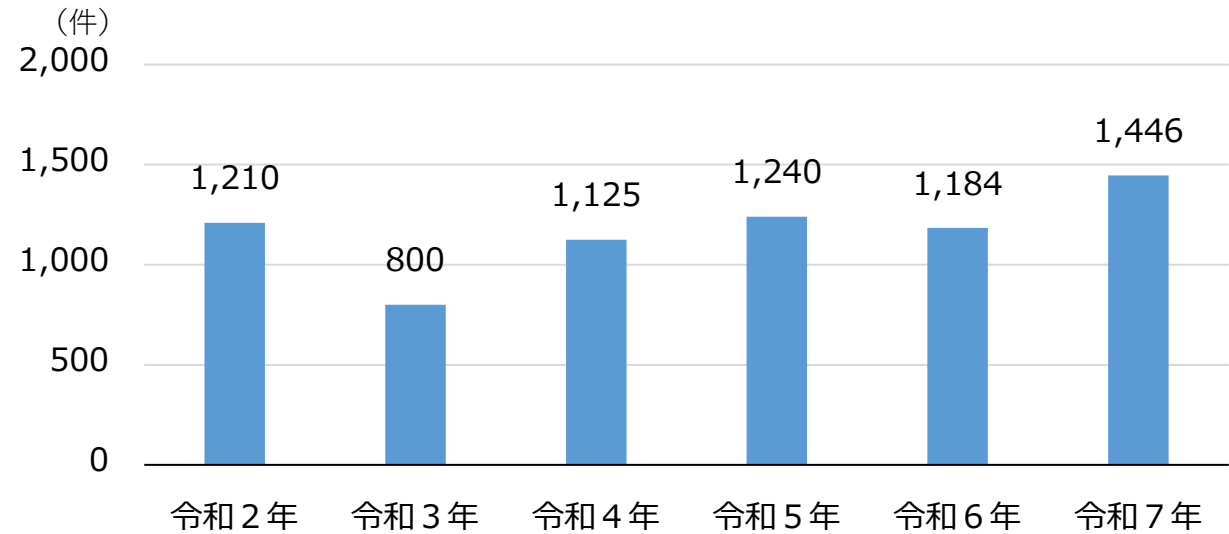


○令和7年末現在の在留外国人数：**412万5,395人**
 →前年末に比べ、35万6,418人増加し、初めて400万人を超えて**過去最高**

○国籍・地域別では、**中国**が93万4,288人と最も多く、次いで**ベトナム**が68万1,100人、**韓国**が40万7,341人

○在留資格別では、「**永住者**」が94万7,125人と最も多く、次いで「**技術・人文知識・国際業務**」が47万5,790人、「**留学**」が46万4,784人

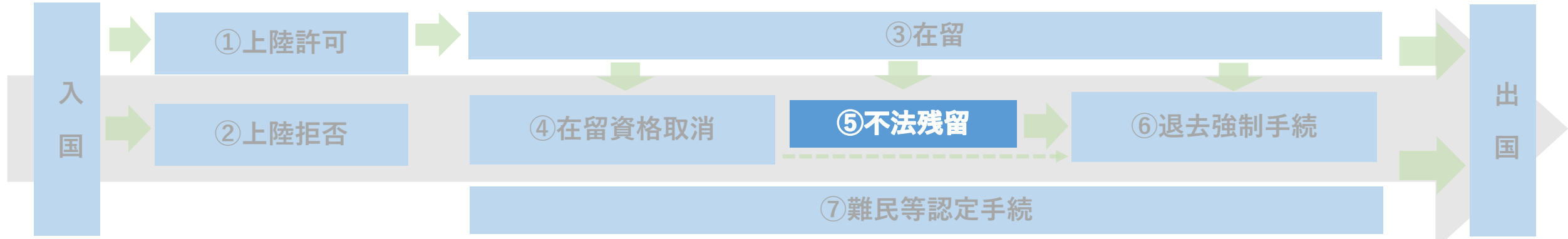
④令和7年における在留資格取消件数について



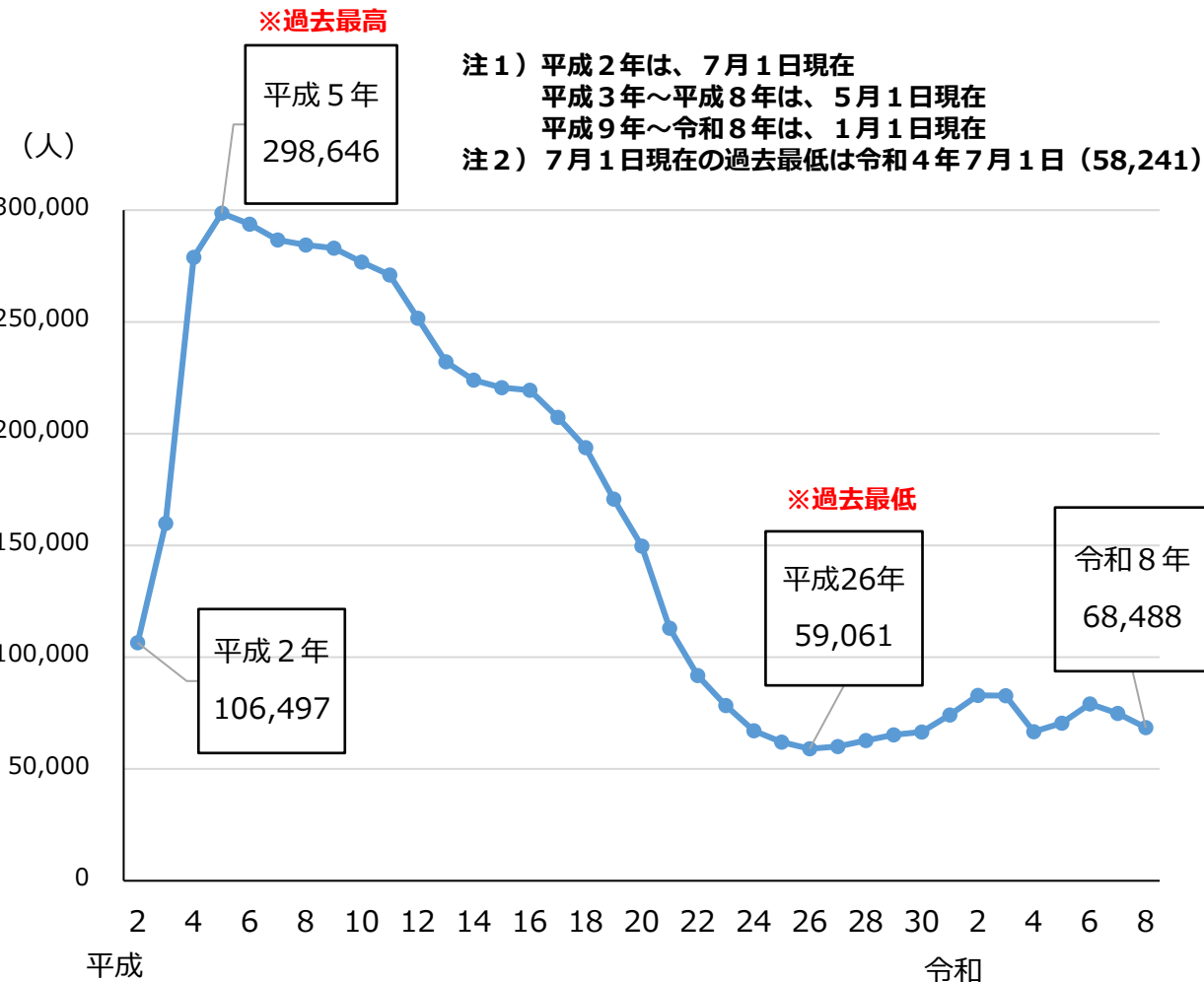
○令和7年の在留資格取消件数：**1,446件**
 →前年に比べ、262件増加

○国籍・地域別では、**ベトナム**が947件と最も多く、次いで**インドネシア**が94件、**スリランカ**が91件

○在留資格別では、「**技能実習**」が973件と最も多く、次いで「**留学**」が343件、「**技術・人文知識・国際業務**」が63件



⑤本邦における不法残留者数について

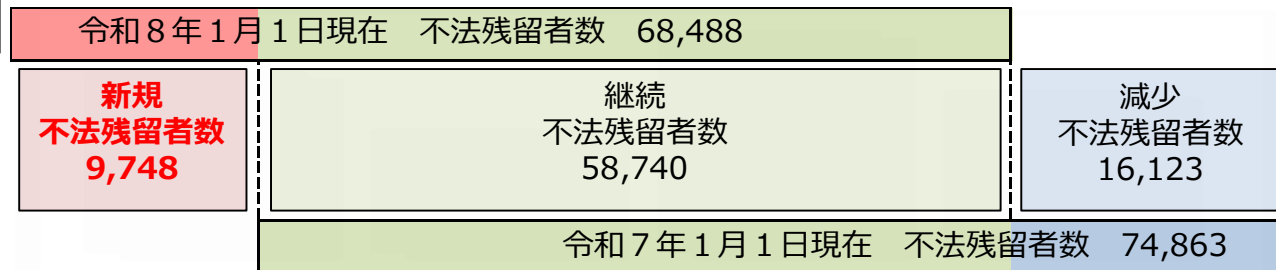


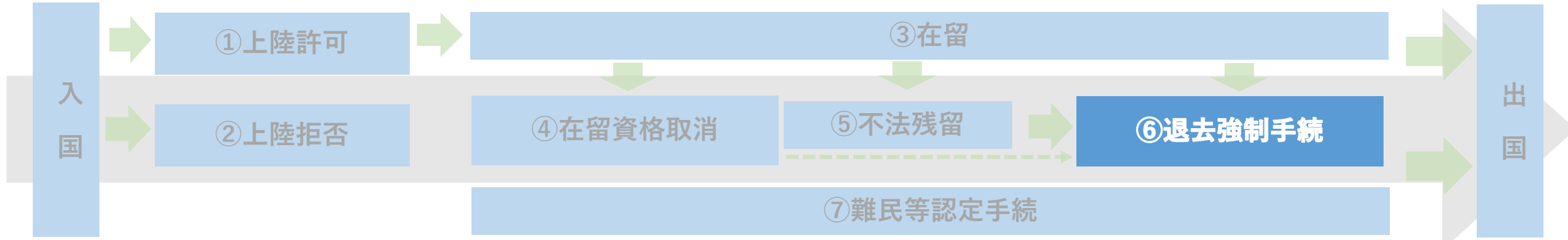
○令和8年1月1日現在の不法残留者数：**6万8,488人**
 →令和7年1月1日現在に比べ、**6,375人減少**

○国籍・地域別では、**ベトナム**が1万1,601人と最も多く、次いで**タイ**が1万907人、**韓国**が1万20人

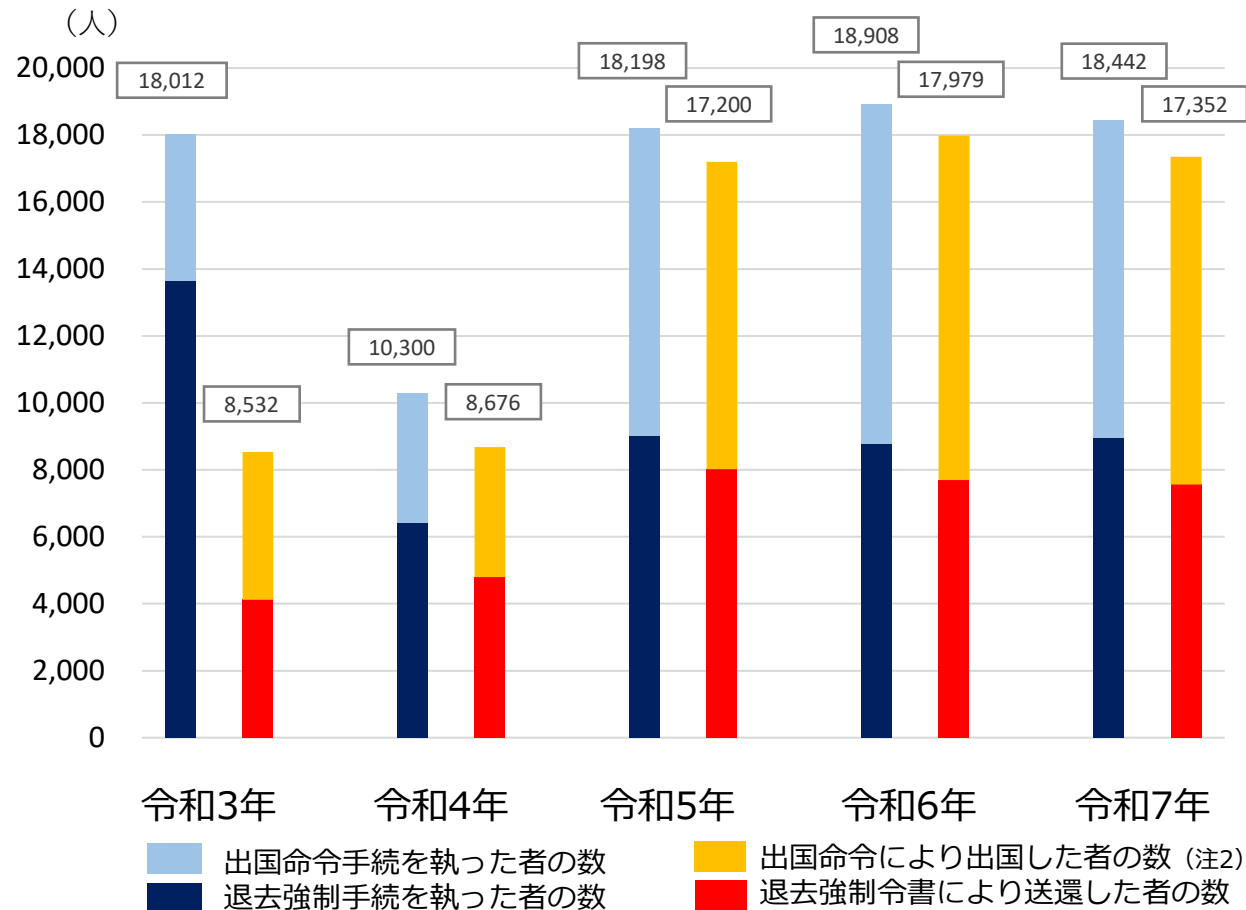
○在留資格別では、「**短期滞在**」が4万1,607人と最も多く、次いで「**技能実習**」が9,323人、「**特定活動**」が7,306人

○令和8年1月1日現在の不法残留者数のうち、令和7年1月1日以降、新たに判明した不法残留者数は：**9,748人**
 →国籍・地域別では、**ベトナム**が2,692人と最も多く、次いで**タイ**が2,497人、**インドネシア**が908人
 →在留資格では、「**短期滞在**」が3,737人と最も多く、次いで「**特定活動**」が1,924人、「**技能実習**」が1,831人





⑥ 令和7年における入管法違反事件について



○令和7年に退去強制手続等を執った者：**1万8,442人**（前年比2.5%減）
 （うち退去強制手続を執った者：**8,959人**、出国命令手続を執った者：**9,483人**）
 →国籍・地域別では、ベトナムが6,599人と最も多く、次いで、タイが3,600人、中国が1,653人
 →このうち不法就労事実が認められた者は、**1万3,435人**（全体の72.9%）

○摘発箇所数：**1,271件**（前年比 3.7%減）
 ○被摘発者数：**1,837人**（前年比33.3%増）

○退去強制手続により送還した者の数及び出国命令により出国した者の数の合計：**1万7,352人**
 （前年比3.5%減）

○出国命令により出国した者の数：**9,789人**（前年比4.8%減）

○被送還者数：**7,563人**（前年比1.8%減）

- ・自費出国 6,677人（前年比 1.9%減）
- ・国費送還（護送官なし） 505人（前年比13.1%減）
- ・国費送還（護送官あり） 318人（前年比27.7%増）
- ・その他 63人（前年比 5.0%増）

国費送還（護送官あり）		
1位	トルコ	71人
2位	フィリピン	46人
3位	スリランカ	44人
4位	中国	25人
5位	ベトナム	20人

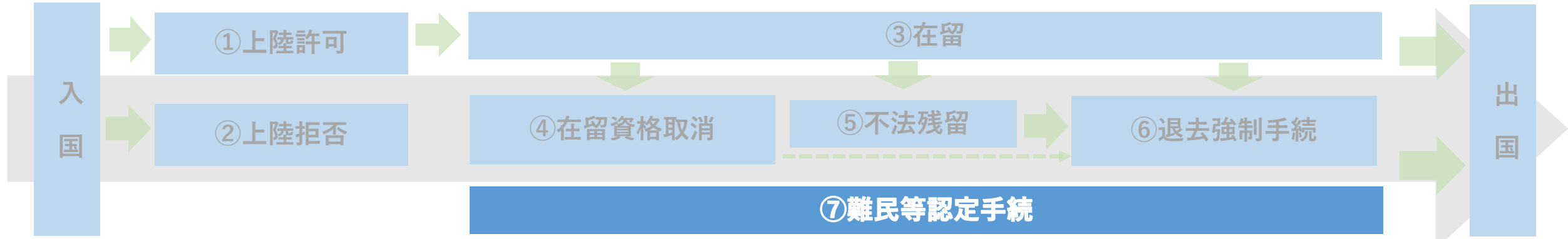
○国費送還（護送官あり）のうち、送還停止効の例外を適用して送還した人数：**59人**
 （前年比210.5%増）

・3回目以降の難民等認定申請者（第1号） 52人（前年比205.8%増）
 ・無期又は3年以上の実刑判決を受けた者等（第2号） 7人（前年比250%増）

○退去強制が確定した外国人の数（令和7年末現在）：**3,369人**（前年比7.9%増）

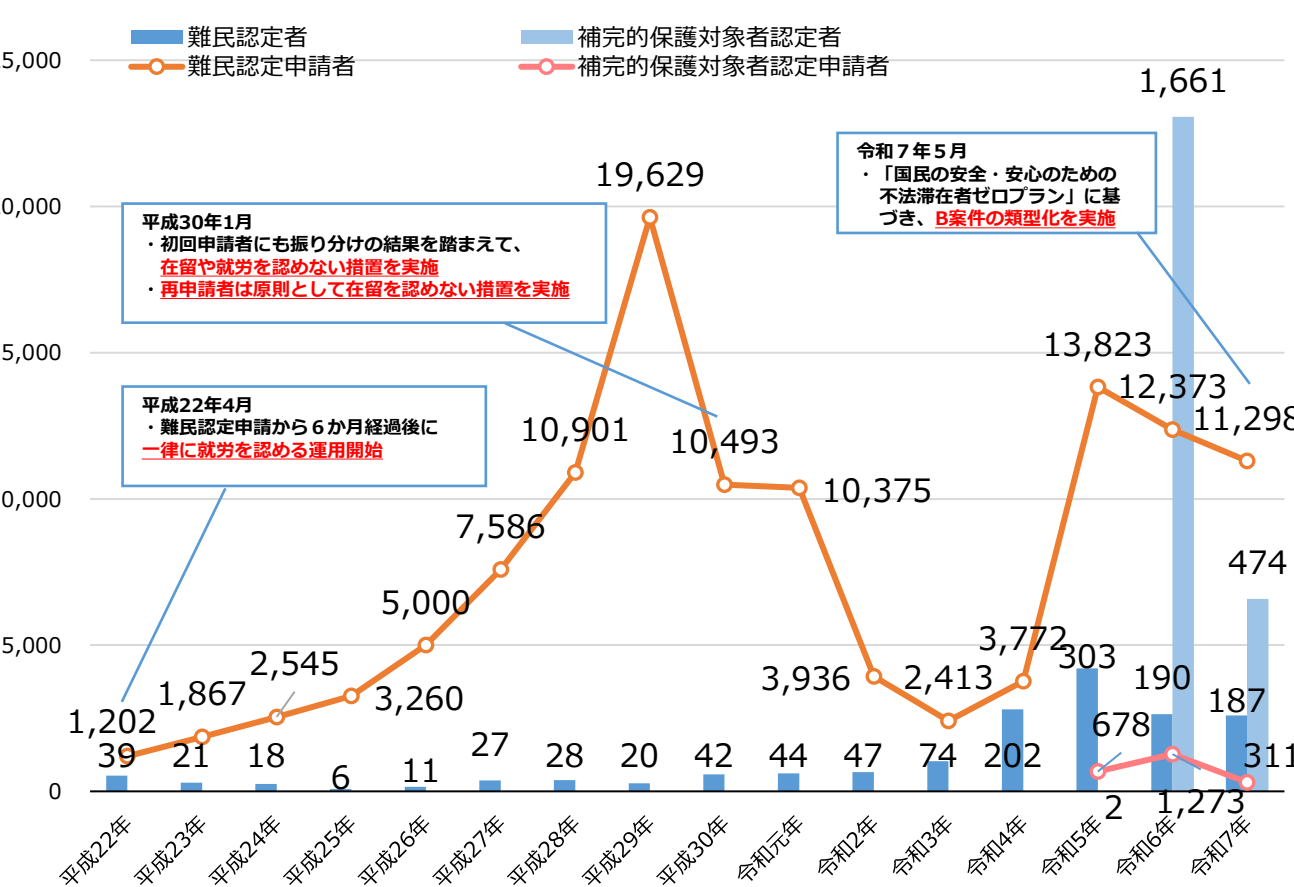
(注1) 退去強制手続等とは、退去強制手続又は出国命令手続のことである。

(注2) 出国命令により出国した者の数は、令和3年から令和5年については出国命令書の交付件数を計上。



⑦令和7年における難民認定者数等について

(人) 難民等の申請者・認定者数の推移



(注) 申請者は一次審査の数。認定者は一次審査のほか、不服申立ての結果、認定された者を含む。

(人) 【申請者数】

難民

○令和7年における申請者数：**11,298人**
 →前年に比べ、1,075人減少
 →国籍・地域別では、**タイ**が1,556人と最も多く、次いで**ミャンマー**が1,490人、**インド**が959人、**スリランカ**が905人、**バングラデシュ**が777人

補完的保護対象者

○令和7年における申請者数：**311人**
 →主な国籍では、**ウクライナ**が285人

【認定者数等】

難民

○令和7年における認定者数：**187人**（一次審査での認定は183人）
 →前年に比べ、3人減少
 →国籍・地域別では、**アフガニスタン**が123人と最も多く、次いで**イエメン**が26人

補完的保護対象者

○令和7年における認定者数：**474人**（一次審査での認定は470人で、そのうち難民認定申請に対し補完的保護対象者と認定した者は79人）
 →主な国籍では、**ウクライナ**が386人

人道配慮

○令和7年における人道配慮数：**525人**（うち一次審査での許可は、522人）

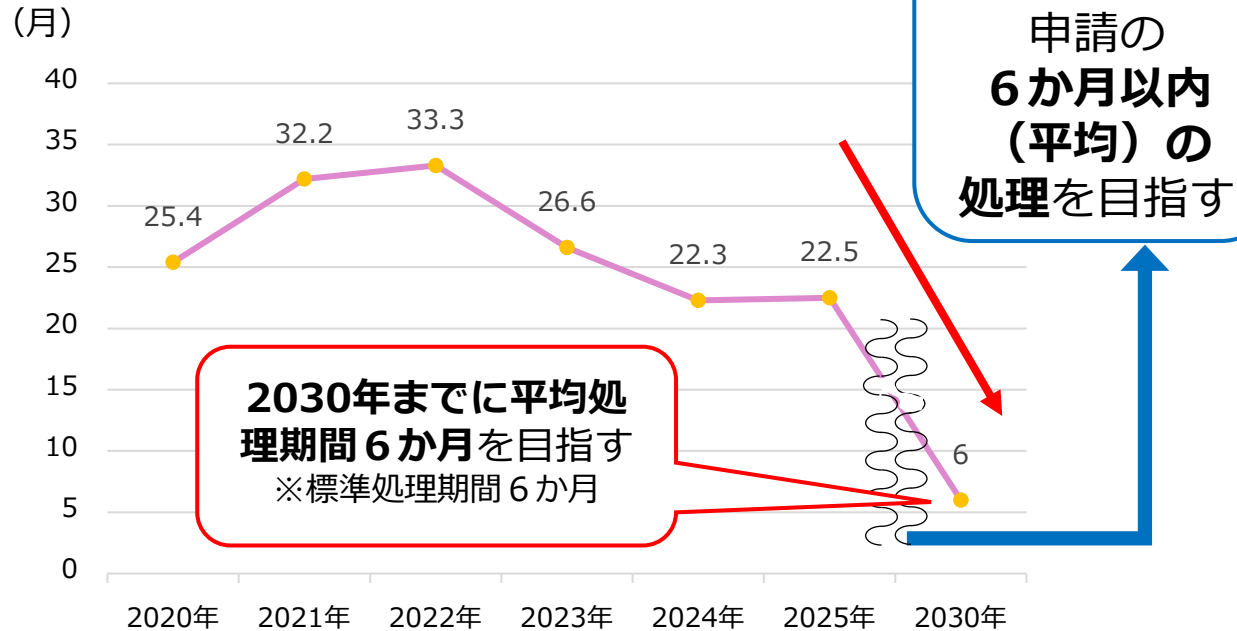
【不法滞在者ゼロプランの実施状況】

○令和7年5月にB案件の類型化等を実施して以降、申請は減少傾向
 →年間1位の**タイ**の申請者数は、8月以降ほぼゼロに減少
 ○振り分け分類別申請者数は、B案件が大幅に増加
 →令和6年80人（全体の0.6%）から令和7年**1,615人（全体の14.3%）** 5

不法滞在者ゼロプランで掲げた当面の効果（目標）の進捗状況

本表は不法滞在者ゼロプランで掲げた当面の効果（目標）について、2025年の進捗状況を追記したもの

難民認定申請の平均処理期間

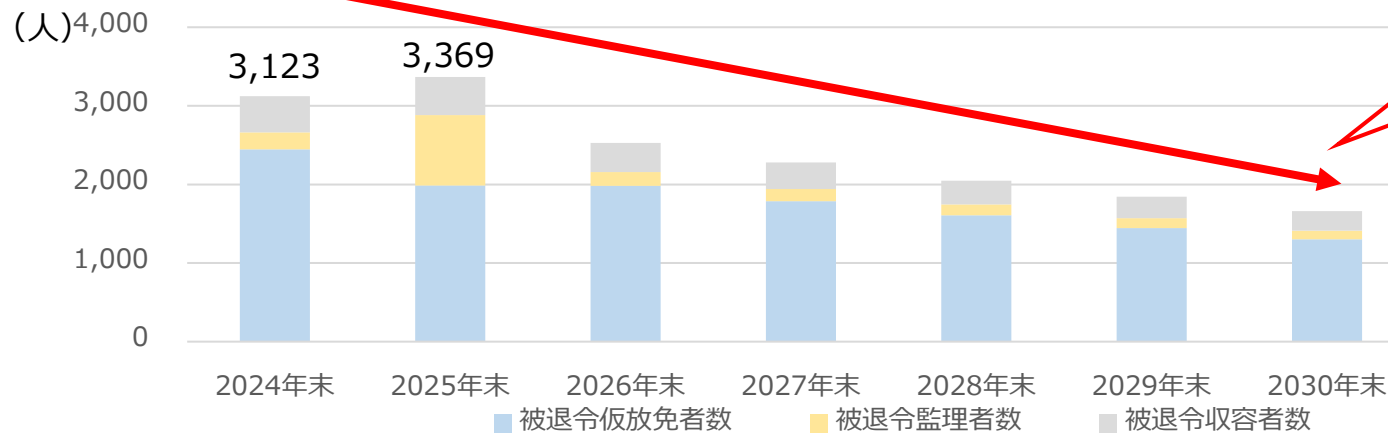


護送官付き国費送還



平均処理期間は2024年から横ばい。不法滞在者ゼロプランにより処理を迅速化し処理数が増加（2024年5,293人⇒2025年9,397人）した結果、申請が古い案件も多く処理されたことが要因。

退去強制が確定した外国人数



今後の難民認定申請の審査迅速化により増加が見込まれるものの2030年末までに半減を目指す

不法滞在者ゼロの日本へ

退去強制が確定した外国人は2024年から増加。難民認定申請の処理を迅速化し処理数が増加したことにより、年末にかけて退去強制令書の発付数が増加（2024年10月-12月1,964件⇒2025年10月-12月2,428件（※速報値））したことや、昨年の秋ごろに上陸拒否になったにもかかわらず、退去命令に従わず退去強制手続を執った事案が多発したことが影響したと思われる。

不法残留者数

令和7年1月1日現在 7万4,863人
⇒令和8年1月1日現在 **6万8,488人 (8.5%減少)**

「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」について

法務省では、令和7年5月に公表した「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」を更に強力に推進するため、重点的に取り組むべき施策について、法務副大臣を中心に網羅的に検討してきました。

そして、特に約6万8千人（令和8年1月1日現在）いる不法残留者数を確実に減少させていく観点から、先日公表したゼロプランに「摘発の強化」を新規施策として加えるなどし、「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～」をまとめました。

[不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～（PDF: 787KB）](#) 

（参考）

[「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」](#)
[・不法就労対策について](#)



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同
庁舎6号館

TEL045-370-9755（代表）（法人番号：
7000012030004）

※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。



外国人在留支援センター（FRES）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13
階

TEL0570-011000（代表）

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[ご意見・情報提供](#)

不法残留者数の増減要因（現状分析）

※不法残留者数以外の数値は令和7年の概数である。

○増加要因（約1万3千人）

（令和7年中に新規発生した数の要因分析）

令和7年に発生した実数であり、同年中に送還等された者を含む。

①短期滞在（査証免除国） 約3.9千人（30.0%）

タイ	2.4千人
インドネシア	0.7千人
台湾	0.2千人
韓国	0.1千人

②短期滞在（査証国） 約0.6千人（4.8%）

中国	0.3千人
フィリピン	0.2千人

③技能実習 約3.2千人（24.9%）

ベトナム	2.6千人
インドネシア	0.3千人
中国	0.2千人

④難民認定申請歴のある者 （在留制限・不認定・所在不明） 約2.5千人（19.4%）

タイ	0.8千人
スリランカ	0.4千人
トルコ	0.4千人

⑤在留期間更新 ・変更不許可 約0.5千人（3.5%）

⑥その他 約2.3千人（17.3%）

不法残留者 約6万8千人

令和8年1月1日現在

新規

短期滞在（査証免除国） 約3万3千人（47.8%）

タイ	9.8千人
韓国	9.6千人
台湾	2.6千人
インドネシア	2.5千人

短期滞在（査証国） 約8.9千人（13.0%）

中国	2.0千人
フィリピン	1.9千人
ベトナム	1.9千人

その他の在留資格 約2万7千人（39.2%）

技能実習	9.3千人
ベトナム	6.2千人
中国	1.4千人
インドネシア	1.0千人
特定活動	7.3千人
スリランカ	1.0千人
ベトナム	1.0千人
トルコ	0.8千人
タイ	0.7千人

令和7年
約7万4千人

減少

※このほか
難民認定申請中の者
約1万9千人

○減少要因（約1万7千人）

（令和7年中に減少した数の要因分析）

令和7年中に手続を執った実数

退去強制手続又は出国命令手続

約1万7千人

⑦出頭申告 約1万1千人 （62.8%）

ベトナム	3.8千人
タイ	2.4千人
中国	1.0千人
インドネシア	0.9千人
フィリピン	0.5千人

⑧身柄引取等 約4.8千人 （28.1%）

ベトナム	2.0千人
タイ	0.5千人
中国	0.4千人
トルコ	0.4千人
インドネシア	0.3千人

⑨摘発 約1.5千人 （9.1%）

タイ	0.6千人
ベトナム	0.5千人
インドネシア	0.3千人

⑩出国命令出国者 約9.8千人 （56.8%）

送還 約6.6千人 （38.5%）

⑪自費出国 約5.9千人 （34.4%）

⑫国費送還 約0.7千人 （3.9%）

在留特別許可 約0.8千人（4.8%）

不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ～

- 不法残留者を増やさない施策 (1)
- 不法残留者を減らす施策 (5) (6) (7) (8)
- 不法残留者を増やさない施策でかつ減らす施策 (2) (3) (4)

入国管理

(1) 電子渡航認証制度 (正式略称: JESTA)

の早期導入

オンラインで事前に提供された情報をもとにスクリーニングを行い、好ましくない外国人の来日を未然に防止。

①④ 査証免除国からの短期滞在者の入国については、**JESTA導入**。

②④ 査証国からの短期滞在者の入国については、**厳格な査証審査に活用すべく入管庁及び外務省が関連情報の連携を強化。DXによるJESTA業務と査証業務の情報連携。**【関係省庁】

⑤ 技能実習制度に替わる**育成就労制度の創設**。

③～⑥ 中長期在留者の入国についても、**在留資格認定証明書交付申請に係る審査の更なる厳格化**を検討。

(2) 退去強制が確定した外国人が多い国に対する働き掛け

退去強制が確定した外国人が多い国に対して、外務省と協力して、不法滞在者の発生を防止するための取組などに関する働き掛けを強化。

①～⑦⑩⑪について

- **アウトリーチ型の働き掛けや動画 (多言語) による広報強化等の取組**を検討。
- 駐日外国公館に申入れを実施。【関係省庁】
- 諸外国の取組例等の調査研究も必要。

在留管理・難民審査

(3) 難民認定申請の審査の迅速化

(略) B 案件(※)を類型化し、在留の制限を実施すると共に、早期かつ迅速な処理体制を整備。法改正施行前の複数回申請者について、早期の審査を実施。
(※) B 案件: 難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件

④⑦について

- **B案件の類型化の拡充による処理の促進**
*在留制限の更なる厳格な運用を検討。
- 案件処理のタイムラインを明示。
- 更なる処理体制の整備。

(4) 出入国在留管理のDX

難民等認定手続について、審査手続の迅速化を図るため、AIを含むデジタル技術の活用を検討。
J E S T Aの導入後は、入国から出国までの情報を一元的に管理し、不法滞在者の把握等の活用を検討。

- 上記 (3) の推進のためにも、早期に難民DXによる処理の迅速化・効率化。
- **①～⑫について**
出入国在留管理DXによって、不法滞在者の発生防止及び摘発・退去強制等の**一連の業務を効率化するため**、
・**出入国在留管理DXの中身の具体的な検討を加速 (DX推進体制の強化)**。
・**具体的な実現期限を設定**。

出国・送還

(5) 護送官付き国費送還の促進

(略) 計画的かつ確実に護送官付き国費送還を実施。

⑫について

- 護送官付き国費送還を更に強力に推進。
- **多角的な送還手法の検討**。

(6) 改正入管法の新制度を活用した自発的な帰国の促進

出国命令制度や上陸拒否期間短縮制度の積極的な活用を促し、自発的な帰国を促進。

⑩⑪について

- **帰国説得を行う人員の体制整備や帰国説得用資料 (多言語翻訳) の準備の検討**。「早く帰れば良かった。」などと後悔していた**被送還者の声をアウトリーチ型で周知**。
- 被仮放免者及び被監理者 (特に、旧法下の被仮放免者) について、**各要件を満たさなくなったものは収容した上、帰国説得**。

(7) 被仮放免者の不法就労防止

被仮放免者の動静監視に注力し、不法就労の抑止を図る。警察と協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発する。

⑦～⑨について

- **不法就労助長者の摘発強化・厳正に対処**。【関係省庁】*
- **不適正ヤード対策**。【関係省庁】*
- **不法就労助長罪を各業法の欠格事由に盛り込むこと**を提案する (法改正が必要)。【関係省庁】

(8) 摘発の強化【新規】

⑦～⑨について

- 上記 (7) の対策に加えて、**入管の体制を増強し、以下の施策に取り組む**。
- **合同・入管単独摘発の強化**。【関係省庁】*
- **サイバーパトロールの実現**。*
- **情報提供、通報の促進策の検討**。*

*「不法就労対策パッケージ」を関係機関が連携し、強力に推進。

(※1) ①～⑫の区分は、1枚目 (現状分析) と2枚目 (パッケージ) で対応している。
(※2) 緑背景は、「強力推進パッケージ」において重点的に実施していく取組を示す。

不法就労等外国人対策の推進について

令和8年5月22日

警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」を設置し、我が国における不法就労等外国人問題について連携・協力しているところです。

今般、同会議の下で、「不法就労等外国人対策の推進（改訂）」を策定し、四省庁が一層連携・協力して不法就労等外国人問題に取り組んでいくことを確認しました。

なお、改訂に当たっては、令和8年1月23日に開催された第2回「外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議」において決定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の中の「不法滞在者ゼロプランの強力な推進等」及び「不法就労対策の強力な推進等」に関連する施策の一部を抜粋し、新たに「不法就労対策パッケージ」としてまとめました。

[不法就労等外国人対策の推進（改訂）（PDF：225KB）](#) 

[（別紙）不法就労等外国人対策の具体的内容（改訂）（PDF：199KB）](#) 

[（別添）不法就労対策パッケージ（PDF：311KB）](#) 

1 不法就労外国人対策等関係局長連絡会議構成員

警察庁 刑事局組織犯罪対策部長、生活安全局長、警備局外事情報部長

法務省 刑事局長

出入国在留管理庁 次長

厚生労働省 労働基準局長、職業安定局長

2 不法就労外国人対策等関係局長連絡会議について

不法就労等外国人問題については、関係省庁が協力し多角的に幅広い対策を講じていく必要があります。

特に、治安、労働及び出入国在留管理などの分野において、所管各省庁が相互に協力を深めながら実効性のある施策を実施していく必要があるとの観点から、不法就労等外国人及びこれに関連する問題について、有効かつ適切な施策を策定するため、情報及び意見の

共有を図る。平成4年2月に警察庁、法務省、旧労働省の局・部長を構成員とする「不法就労外国人対策等関係局長連絡

置しました。

なお、平成31年4月に出入国在留管理庁が新たに設置されたことから、現在の構成員は上記1のとおりとなっています。

3 不法就労等外国人問題の現状と対策

偽変造在留カード等行使者、偽装滞在者、誤用・濫用的難民認定等申請者、失踪技能実習生、被仮放免者が不法就労するなど、その態様は多様化しており、不法就労の手口も悪質かつ巧妙化しています。

警察庁、法務省、出入国在留管理庁及び厚生労働省は、不法就労等外国人を取り巻く現状認識を共有するとともに、第一線機関においても、その連携を更に強固にし、より一層強力に不法就労等外国人対策に取り組むこととしております。



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同
庁舎6号館

Tel.045-370-9755（代表）（法人番号：
7000012030004）

※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[ご意見・情報提供](#)



外国人在留支援センター（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13
階

Tel.0570-011000（代表）

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

不法就労対策パッケージ

▶ 不法就労の現状と対策の必要性

令和7年中に退去強制手続等を執った外国人（1万8,442人）のうち、不法就労事実が認められた者は、1万3,435人（72.9%）

- 我が国の労働市場への影響（就労機会や賃金水準）
- 地方公共団体を含む我が国の財政・社会保障への負担
- 治安や公衆衛生への影響（不正送金等の犯罪インフラ事犯や人身取引事案）

秩序ある共生社会の
実現のため対策が必要

▶ 不法就労対策パッケージ

不法就労の予防等

(1) 偽変造在留カード対策の強化

- 入管庁が配布中の在留カード等読取アプリについて、ICチップ内の情報をアプリ上に表示する機能に加え、令和7年11月から、在留カードの有効性確認機能（失効情報照会との連携）を追加したところ、更なる機能充実を図る。
- 事業主に在留カード等読取アプリの使用の徹底を促し、アプリでの確認について周知する。

(2) 外国人雇用状況届出制度の厳格化

- 未届・虚偽届事案や、事業主の対応が悪質な事案への対応に係る都道府県労働局及びハローワークと警察等関係機関との連携を強化する。
- 届出に際し、事業主に在留カード等読取アプリケーションの使用の確認の厳格化を図る。

不法就労の摘発等

(3) SNS等から情報を収集・分析するなどし、積極的に摘発

- 入管庁は、SNS等からの情報の収集・分析機能を強化し、不法就労等の摘発に活用する。
- 入管庁、警察、都道府県労働局等の関係機関における緊密な情報共有の下、入管・警察合同で、不法就労助長者等の摘発を積極的に行う。
- 入管庁は、不法就労助長者について、刑事処分の内容にかかわらず、警察等から情報提供を受けるなどして、積極的に退去強制手続を執る。

(4) 自主的な出頭等の促進

- 不法就労等の防止、自主的な出頭等の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。

(5) 不適正ヤード問題対策

- 入管庁は、不適正ヤードに関して、関係省庁と必要な情報共有を行うなど関係機関間の連携を強化する。

(6) 被仮放免者等への対応

- 被仮放免者の動静監視に注力し、条件違反者に厳格に対応するとともに、出入国在留管理庁と警察が協力して、被仮放免者の不法就労及び雇用主の不法就労助長を積極的に摘発
- 市区町村からの相談等から被仮放免者等の条件違反等が疑われる場合には、必要な調査を行うなど適切に対応

(7) その他

- 外国人等の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制を整備するとともに、効果的な入管法違反事案その他の違法・不正事案の取締りにつなげることも検討

報道発表資料

令和7年における入管法違反事件について

- 令和7年中に出入国管理及び難民認定法違反により退去強制手続又は出国命令手続（以下「退去強制手続等」という。）を執った外国人は、1万8,442人、そのうち不法就労事実が認められた者は、1万3,435人でした。
- 令和7年5月23日、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「不法滞在者ゼロプラン」という。）を発表し、護送官付き国費送還等の諸施策に取り組んでいるところ、令和7年中に退去強制令書により送還した者は、7,563人で、そのうち国費送還（護送官あり）した者は、318人でした。なお、出国命令により出国した者は、9,789人でした。令和7年中に退去強制令書により送還した者及び出国命令により出国した者の合計は1万7,352人でした。

1 入管法違反事件の推移 【図表1～4】

令和7年中に、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反により退去強制手続等を執った外国人は、1万8,442人（そのうち出国命令手続を執った者は、9,483人）で、前年に比べ、466人減少しました。

(1) 国籍・地域別【図表1】

退去強制手続等を執った外国人の国籍・地域別では、99か国・地域であり、ベトナムが6,599人と最も多く、全体の35.8パーセントを占めました。

(2) 退去強制事由別【図表2】

退去強制手続等を執った外国人の退去強制事由別では、不法残留が1万7,031人と最も多く、全体の92.3パーセントを占めました。

(3) 在留資格別【図表3】

退去強制手続等を執った外国人の在留資格別では、最終の在留資格が、「短期滞在」であった者が6,671人と最も多く、次いで「技能実習」、「特定活動」、「留学」、「定住者」の順となっており、これら5つの在留資格で全体の84.0パーセントを占めました。

(4) 摘発箇所数・被摘発者数【図表4】

全国の地方出入国在留管理官署が実施した摘発の箇所数は、1,271箇所、前年に比べ、49箇所減少しました。

一方、摘発された外国人は、1,837人で、前年に比べ、459人増加しました。

2 不法就労事件 【図表5～12】

退去強制手続等を執った外国人のうち、不法就労事実が認められた者は、1万3,435人で、全体の72.9パーセントを占めました。

就労場所（都道府県）別では、茨城県の3,518人が最多で、関東地区1都6県（東京都、茨城県、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県及び栃木県）で1万268人となり、全体の76.4パーセントを占めました【図表8】。

不法就労の職種別では、農業従事者が5,227人と最も多く、次いで建設作業者が4,011人で、この2業種で全体の68.8パーセントを占めました【図表10】。

不法就労事実が認められた者の国籍・地域は、近隣アジア諸国を中心に49か国・地域であり、ベトナムが5,872人と最も多く、全体の43.7パーセントを占めました【図表11】。

3 退去強制令書による送還及び出国命令による出国 【図表13】

入管法違反者を我が国から退去させることとなる制度は、退去強制令書による送還と出国命令による出国がある。

令和7年中に退去強制令書により送還した者及び出国命令により出国した者の合計は1万7,352人であり、前年に比べ、627人減少しました。

4 退去強制令書による送還 【図表14～17】

令和7年中に退去強制令書により送還した者は、7,563人で、前年に比べ、135人減少しました。

(1) 国籍・地域別【図表14】

国籍・地域別は、83か国・地域であり、ベトナムが2,884人と最も多く、被送還者全体の38.1パーセントを占めました。
また、ベトナムに次いで、タイ、インドネシア、中国、トルコの順となっており、これら5か国で全体の76.8パーセントを占めました。

(2) 送還方法別【図表15,16】

令和7年中に送還した者7,563人のうち、送還費用を被送還者が自己負担する「自費出国」による送還が6,677人で全体の88.3パーセントを、送還費用を国費で負担する「国費送還」が823人で全体の10.9パーセントを占めました。

(3) 国費送還（護送官あり）【図表17】

令和7年中に国費送還した者823人のうち、護送官を付して送還した者は、318人で、その国籍・地域別では、トルコが最も多く71人、以下、フィリピンが46人、スリランカが44人、中国が25人、ベトナムが20人でした。
また、318人のうち、未成年者（送還実施時に18歳未満であった者）の数は、9人でした。

(4) 送還停止効の例外による送還等【図表17】

送還停止効の例外を適用して送還した者は、59人でした。
そのうち3回目以降の難民等認定申請者（第1号）は、52人で、無期又は3年以上の実刑判決を受けた者等（第2号）は、7人でした。
なお、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を行うべき相当の理由がある資料を提出したため、送還計画を中止した者は1人でした。

5 上陸拒否期間の短縮決定 【図表18～19】

(1) 上陸拒否期間の短縮決定をした件数【図表18】

令和7年中に上陸拒否期間の短縮決定（自発的な帰国を促す措置）をした件数は、348件でした。

(2) 上陸拒否期間の短縮決定を受けて出国した人員【図表19】

令和7年中に上陸拒否期間の短縮決定を受けて出国した者は、340人でした。
なお、上陸拒否期間の短縮決定の運用が開始された令和6年6月10日から同年12月末までに出国した者は、152人でした。

6 出国命令 【図表20,21】

(1) 出国命令書を交付した件数【図表20】

令和7年中に出国命令書を交付した件数は、9,807件であり、前年に比べ、575件減少しました。

(2) 出国命令により出国した人員【図表21】

令和7年中に出国命令により出国した者は、9,789人であり、前年に比べ、492人減少しました。

7 在留特別許可 【図表22】

令和7年中に在留特別許可の申請を許可した件数は、1,026件でした。

なお、在留特別許可申請の運用が開始された令和6年6月10日から同年12月末までに在留特別許可の申請を許可した件数は、469件でした。

8 被収容者の入出所・月末収容人員 【図表23～25】

令和7年中に出入国在留管理庁の収容施設に入所した者は、1万3,400人であり、また、出所した者は、1万3,359人でした【図表23】。

月末時点で収容人員が最も多かった月は、11月末の721人でした。

令和7年末時点において、退去強制令書による収容期間が6月以上であった者は、17人であり、前年末時点に比べ、30人減少しました【図表24】。

なお、令和7年末時点での被収容者のうち最長収容期間は、13年3月でした。

9 3か月ごとの収容の見直しに基づく報告 【図表26】

令和7年中に出入国在留管理庁長官が3か月ごとの収容の見直しに基づく報告を受けた件数は、214件でした。

また、令和7年中に出入国在留管理庁長官が監理措置決定をすべきことを命じた件数は、2件でした。

10 監理措置 【図表27～30】

(1) 監理措置決定件数【図表27】

令和7年中に監理措置決定をした件数は、3,783件（退去強制令書発付前2,103件、退去強制令書発付後1,680件）でした。

(2) 退去強制令書発付前の被監理者に係る報酬を受ける活動の許可件数【図表28】

令和7年中に退去強制令書発付前の被監理者に係る報酬を受ける活動の許可をした件数は、4件でした。

(3) 被監理者数【図表29,30】

令和7年末現在、被監理者の数は1,546人（退去強制令書発付前652人、退去強制令書発付後894人）でした。

11 仮放免【図表31～33】

(1) 仮放免許可件数【図表31】

令和7年中に仮放免を許可した件数は、286件（退去強制令書発付前97件、退去強制令書発付後189件）でした。

(2) 被仮放免者数【図表32,33】

令和7年末現在、被仮放免者の数は2,429人（退去強制令書発付前442人、退去強制令書発付後1,987人）でした。

12 退去強制が確定した外国人【図表34】

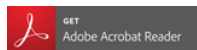
令和7年末時点における退去強制が確定した外国人（被退令仮放免者、被退令監理者及び被退令収容者）は、3,369人であり、前年末に比べ、246人増加しました。


これは、難民認定申請の処理を迅速化し処理数が増加したことにより、年末にかけて退去強制令書の発付数が増加（2024年10月 - 12月1,964件⇒2025年10月 - 12月2,428件※速報値）したことや、昨年の秋頃に上陸拒否になったにもかかわらず、退去命令に従わず退去強制手続を執った事案が多発したことが影響したものと思われます。

退去強制が確定した外国人の国籍・地域は、79か国であり、トルコが765人と最も多く、退去強制が確定した外国人の22.7パーセントを占めました。また、トルコに次いで、イラン、スリランカ、ベトナム、パキスタンの順となっており、これら上位5か国で全体の50.8パーセントを占めました。

[図表 \(PDF: 540KB\)](#) 

[事例集 \(PDF: 176KB\)](#) 



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館
Tel045-370-9755（代表）（法人番号：7000012030004）
※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[ご意見・情報提供](#)



外国人在留支援センター（FRESA）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階
Tel0570-011000（代表）

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

図表1 国籍別・地域別 入管法違反事件の推移

単位(人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	18,012 (12,979)	10,300 (7,381)	18,198 (12,879)	18,908 (13,454)	18,442 (12,949)
ベトナム	9,668 (7,288)	3,568 (2,922)	6,953 (5,667)	6,996 (5,684)	6,599 (5,405)
タイ	1,064 (536)	868 (430)	3,171 (1,486)	3,400 (1,497)	3,600 (1,447)
中国	2,915 (2,055)	1,967 (1,289)	2,059 (1,313)	1,929 (1,241)	1,653 (1,077)
インドネシア	728 (585)	585 (480)	920 (745)	1,609 (1,327)	1,555 (1,317)
フィリピン	804 (393)	785 (377)	914 (464)	925 (476)	774 (393)
トルコ	408 (283)	270 (176)	391 (300)	471 (365)	702 (483)
スリランカ	274 (230)	277 (238)	483 (441)	516 (472)	612 (548)
カンボジア	111 (77)	297 (203)	1,033 (702)	902 (657)	520 (351)
ネパール	499 (357)	289 (210)	384 (295)	346 (268)	318 (254)
ウズベキスタン	138 (136)	88 (86)	234 (227)	306 (290)	246 (236)
その他	1,403 (1,039)	1,306 (970)	1,656 (1,239)	1,508 (1,177)	1,863 (1,438)

(注1)入管法違反事件とは、入管法違反により退去強制手続又は出国命令手続を執った事件をいう。

(注2) ()内は、男性で内数である。

(注3) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

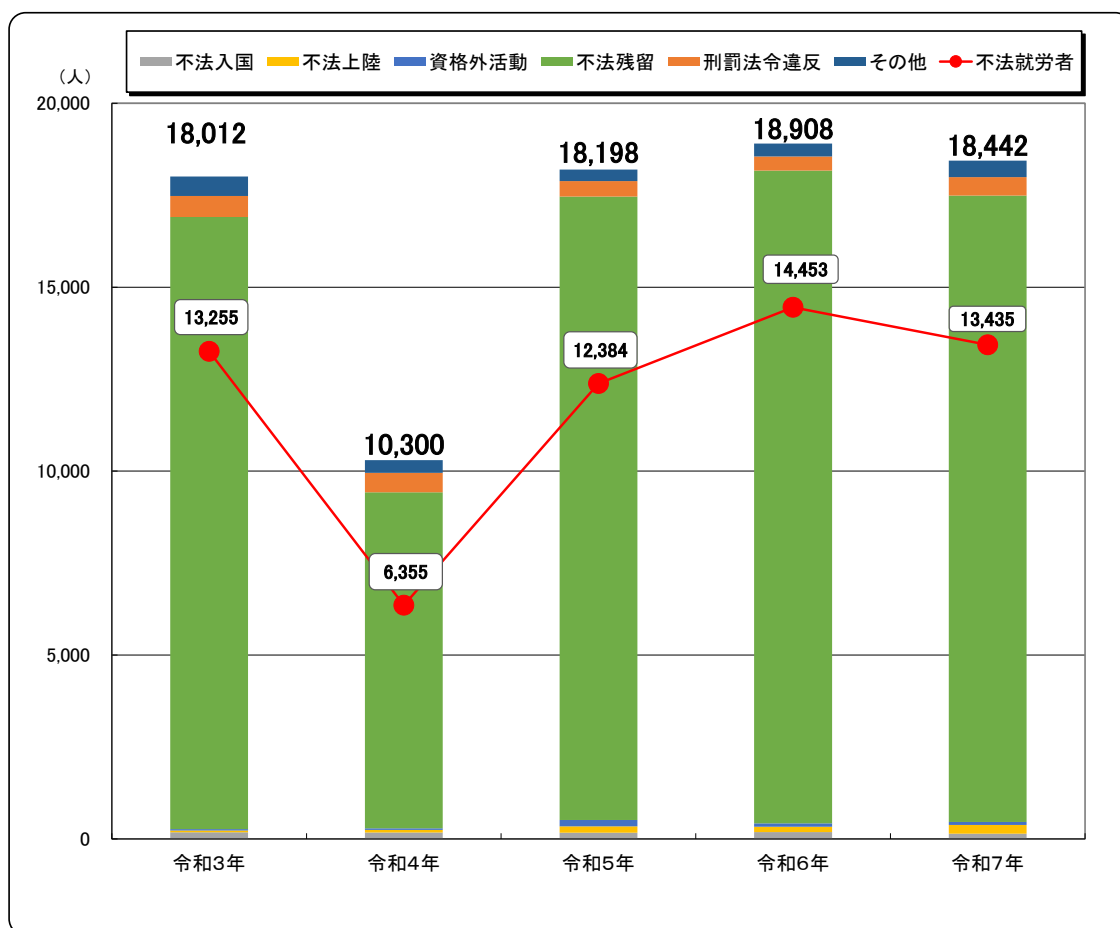
図表2 退去強制事由別 入管法違反事件の推移

単位(人)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
違反事由					
総数	18,012	10,300	18,198	18,908	18,442
不法入国	182	176	168	188	141
不法上陸	50	69	172	146	242
資格外活動	37	44	175	90	79
不法残留 (うち出国命令による引継)	16,638 (4,365)	9,137 (3,877)	16,949 (9,197)	17,746 (10,131)	17,031 (9,483)
刑罰法令違反	574	527	422	384	503
その他	531	347	312	354	446

(注)違反事由が2以上ある場合は、主たる違反事由による。

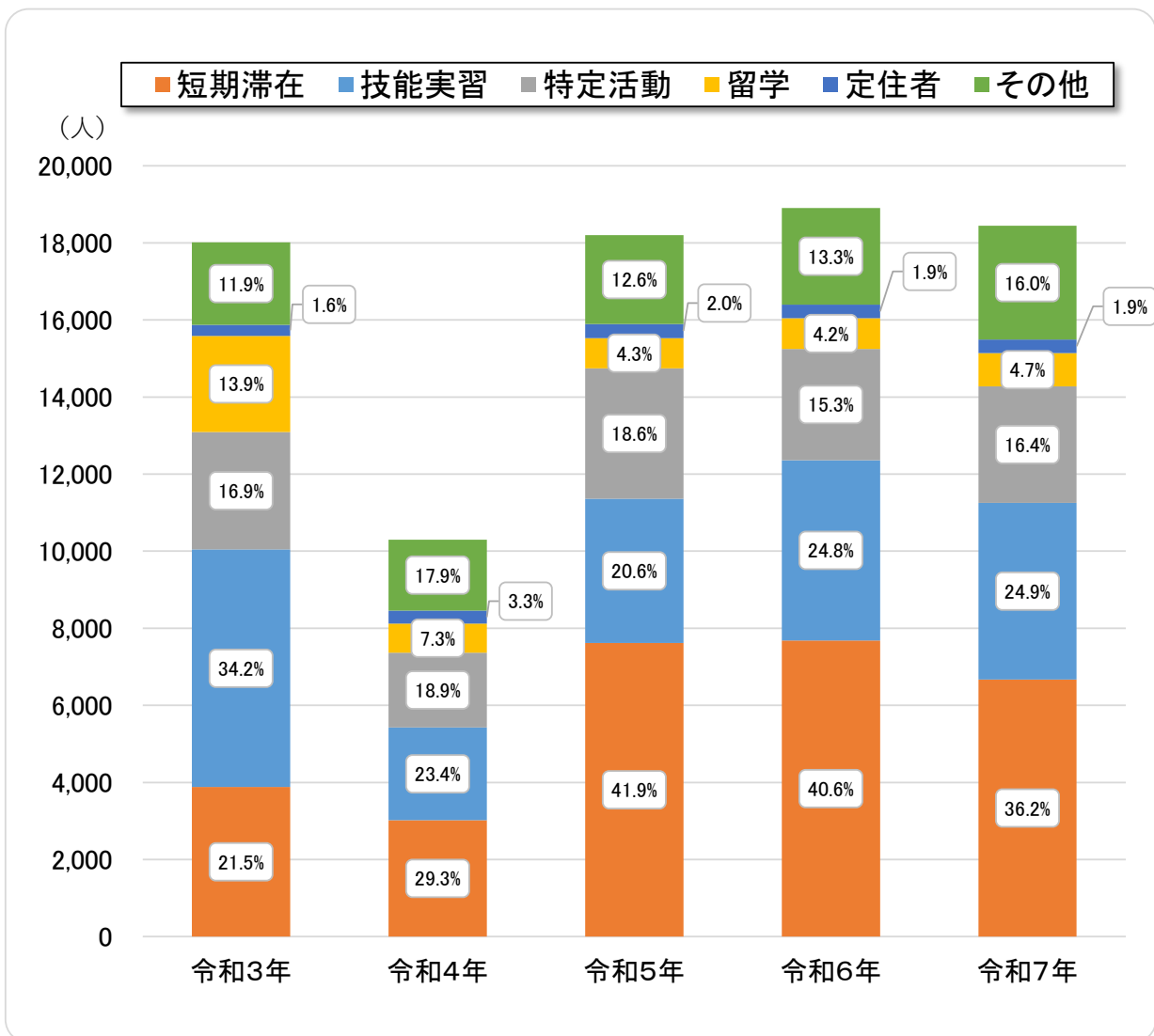
不法就労者	13,255	6,355	12,384	14,453	13,435
-------	--------	-------	--------	--------	--------



図表3 在留資格別 入管法違反事件の推移

単位(人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	18,012	10,300	18,198	18,908	18,442
短期滞在	3,879	3,019	7,616	7,679	6,671
技能実習	6,165	2,406	3,746	4,684	4,584
特定活動	3,047	1,943	3,383	2,884	3,023
留学	2,496	751	783	800	861
定住者	287	339	369	350	356
その他	2,138	1,842	2,301	2,511	2,947



図表4 摘発箇所数・被摘発者数の推移

摘発箇所数 単位(箇所)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
摘発先別					
総数	167	520	1,344	1,320	1,271
稼働先	30	136	245	160	102
居宅	105	280	724	813	889
その他 (路上等)	32	104	375	347	280

被摘発者数 単位(人)

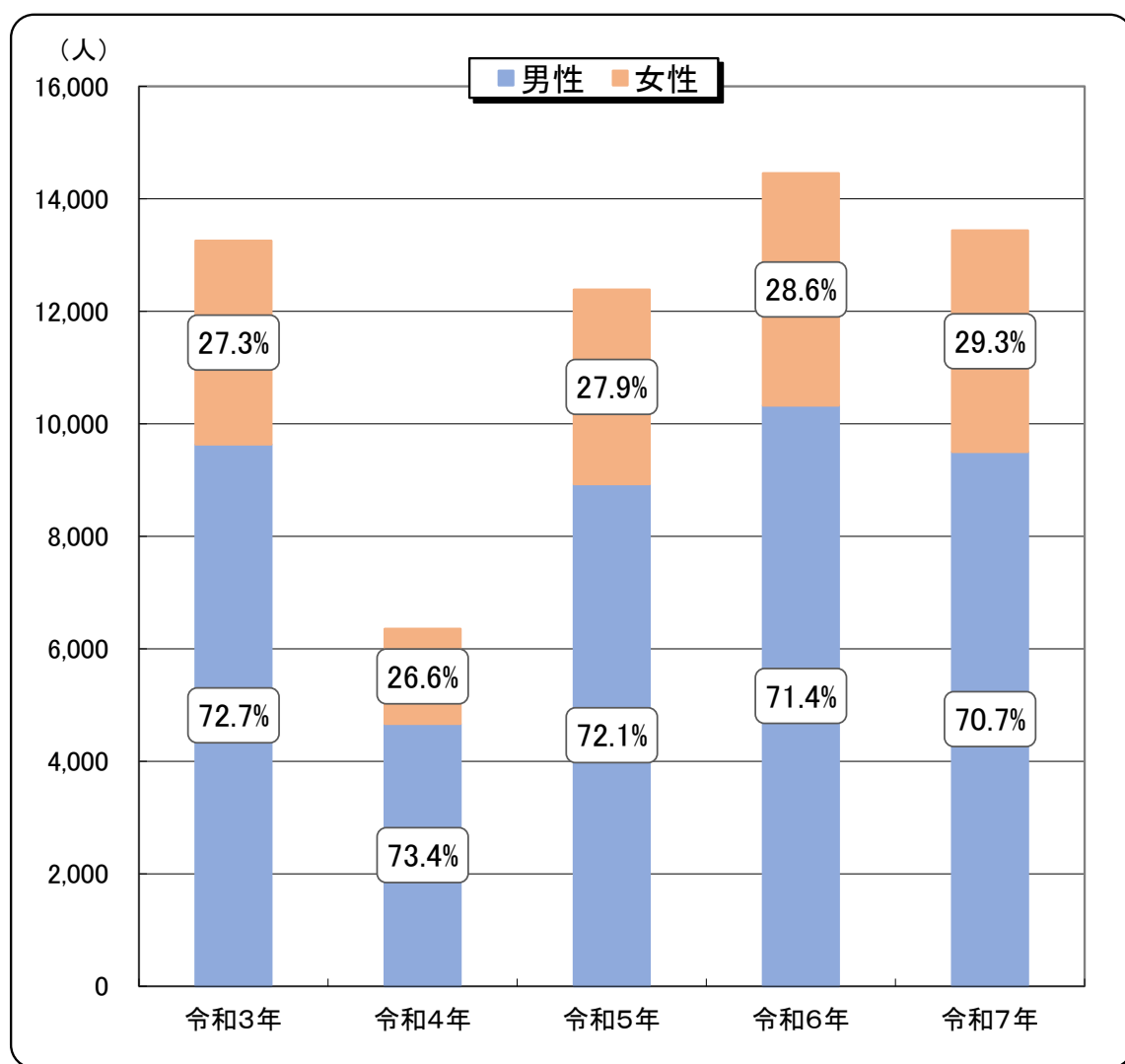
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	143 (106)	281 (180)	1,612 (1,129)	1,378 (995)	1,837 (1,292)

(注) ()内は、男性で内数である。

図表5 不法就労者数の推移

単位(人)

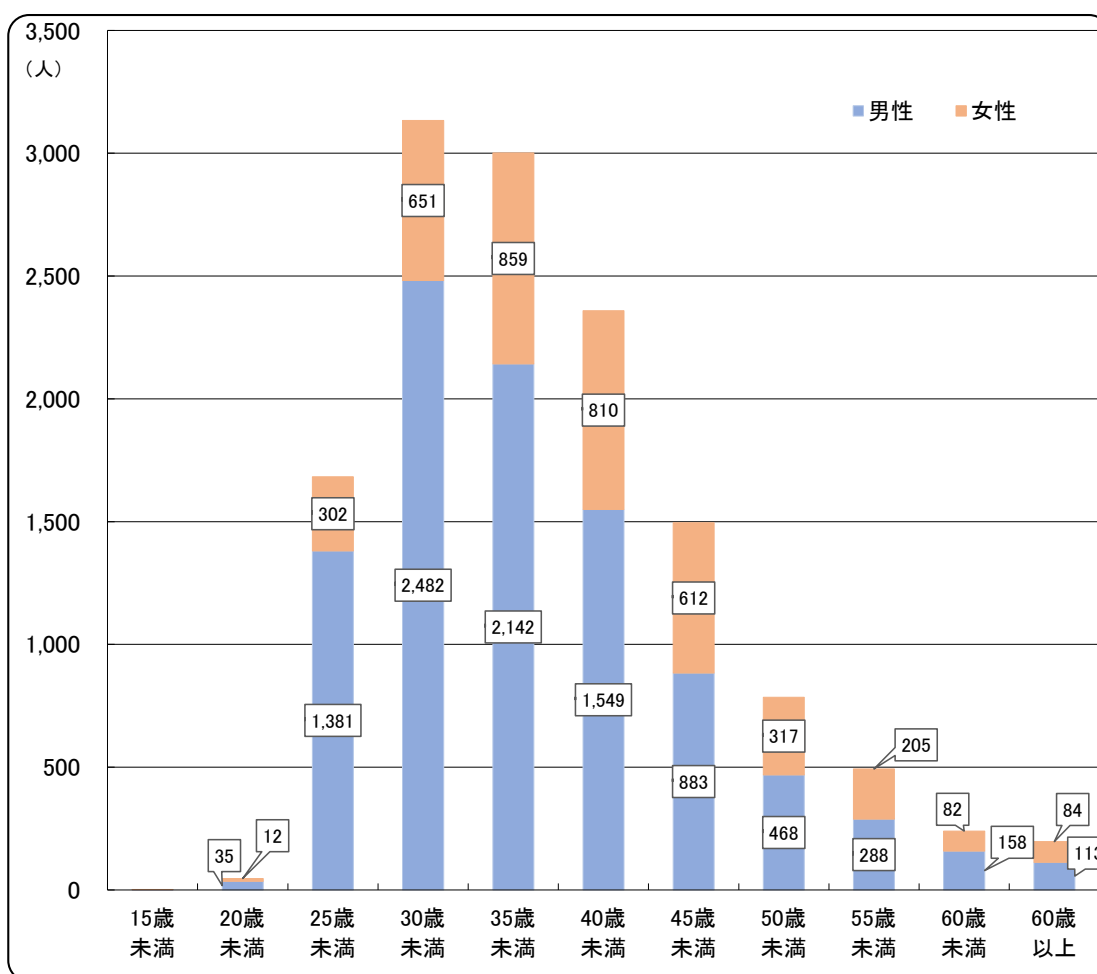
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	13,255	6,355	12,384	14,453	13,435
男性	9,634	4,664	8,928	10,324	9,500
女性	3,621	1,691	3,456	4,129	3,935



図表6 不法就労者の年代別

単位(人)

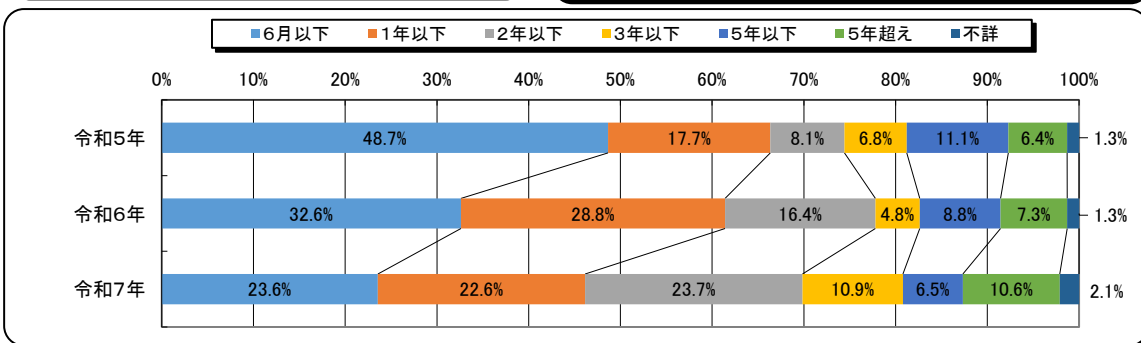
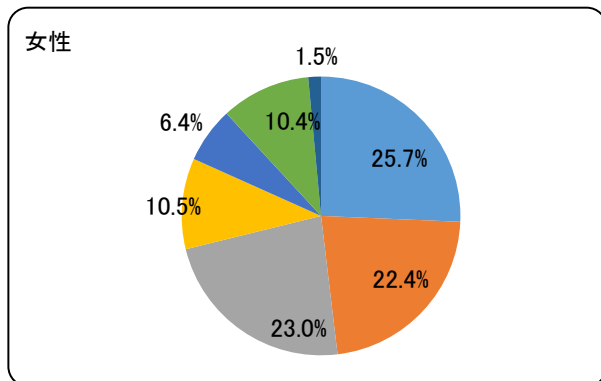
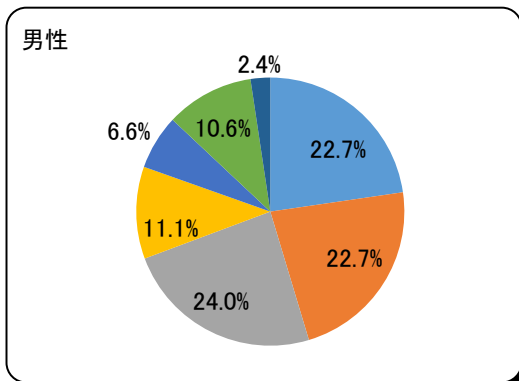
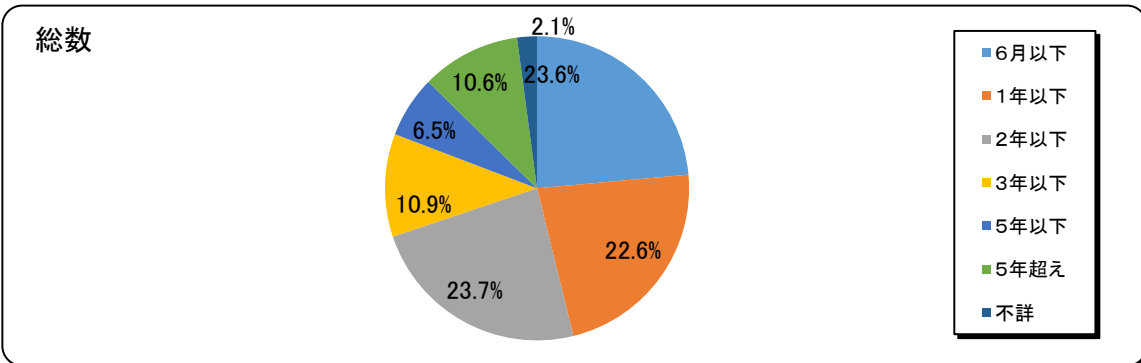
	20歳未満		20歳代		30歳代		40歳代		50歳代		60歳以上	合計
	15歳未満	20歳未満	25歳未満	30歳未満	35歳未満	40歳未満	45歳未満	50歳未満	55歳未満	60歳未満	60歳以上	
総数	2	47	1,683	3,133	3,001	2,359	1,495	785	493	240	197	13,435
男性	1	35	1,381	2,482	2,142	1,549	883	468	288	158	113	9,500
女性	1	12	302	651	859	810	612	317	205	82	84	3,935



図表7 不法就労者の就労期間別構成

単位(人)

	6月以下	1年以下	2年以下	3年以下	5年以下	5年超え	不詳	合計
総数	3,166	3,035	3,183	1,471	878	1,419	283	13,435
男性	2,156	2,152	2,276	1,056	625	1,010	225	9,500
女性	1,010	883	907	415	253	409	58	3,935



図表8 不法就労者の就労場所別構成

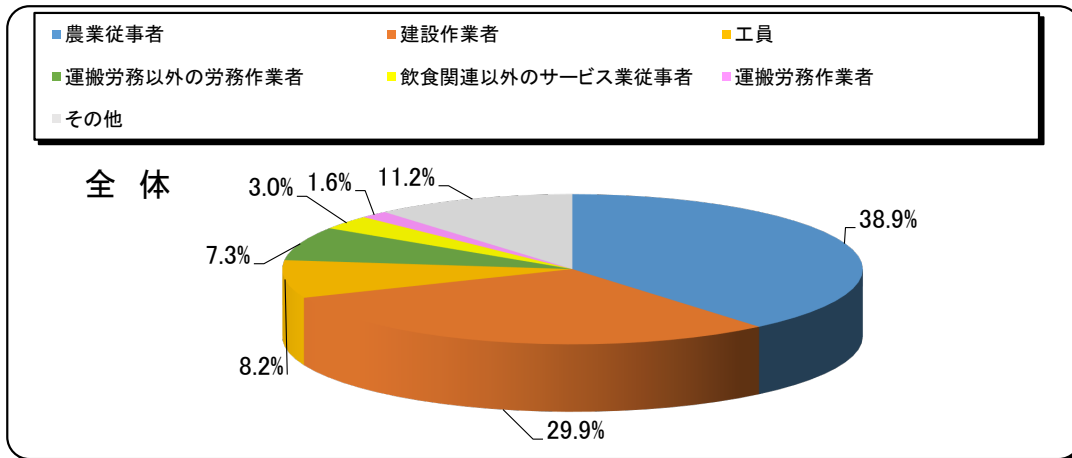
単位(人)

		合計	男性	女性
総数		13,435	9,500	3,935
1	茨城	3,518	2,113	1,405
2	千葉	1,967	1,245	722
3	群馬	1,426	984	442
4	埼玉	1,366	1,137	229
5	愛知	1,035	821	214
6	東京	925	710	215
7	栃木	544	380	164
8	大阪	542	473	69
9	神奈川	522	441	81
10	長野	207	119	88
11	山梨	163	105	58
12	三重	162	138	24
13	兵庫	160	146	14
14	不定	153	107	46
15	静岡	122	80	42
16	岐阜	98	74	24
17	福岡	89	75	14
18	京都	45	42	3
19	広島	37	29	8
20	宮城	31	27	4
21	石川	29	27	2
22	北海道	26	22	4
23	岩手	25	9	16
24	沖縄	24	21	3
25	滋賀	23	23	0
26	福島	22	17	5
27	岡山	20	18	2
28	福井	19	16	3
29	山形	15	8	7
29	新潟	15	8	7
31	奈良	14	14	0
32	富山	13	10	3
33	和歌山	12	10	2
34	熊本	10	8	2
35	大分	9	8	1
36	徳島	8	3	5
37	佐賀	7	6	1
38	山口	6	5	1
39	青森	5	5	0
39	鹿児島	5	4	1
41	秋田	4	2	2
41	鳥取	4	4	0
43	香川	2	2	0
43	愛媛	2	1	1
43	長崎	2	2	0
46	高知	1	0	1
46	宮崎	1	1	0
48	島根	0	0	0

図表9 不法就労者の就労内容別構成

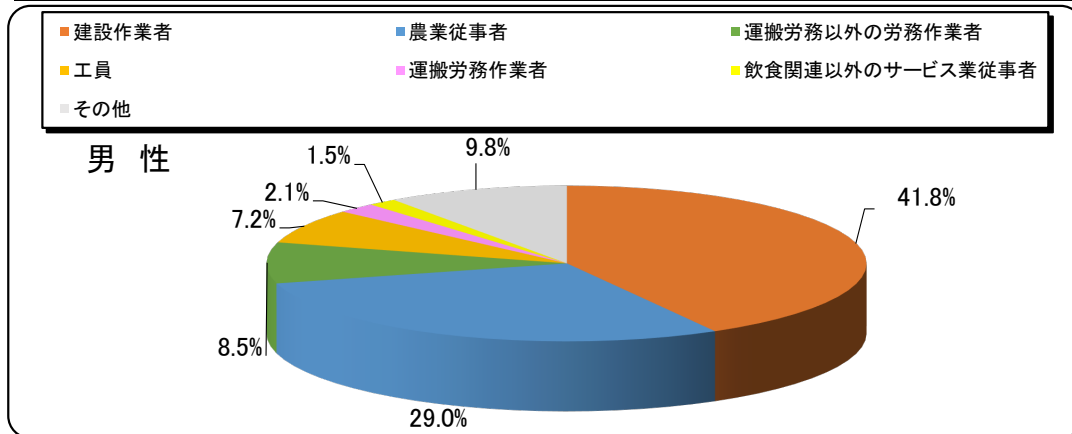
単位(人)

職種	農業従事者	建設作業者	工員	運搬労務以外の労務作業者	飲食関連以外のサービス従事者	運搬労務作業者	その他	総数
全体	5,227	4,011	1,095	975	407	211	1,509	13,435



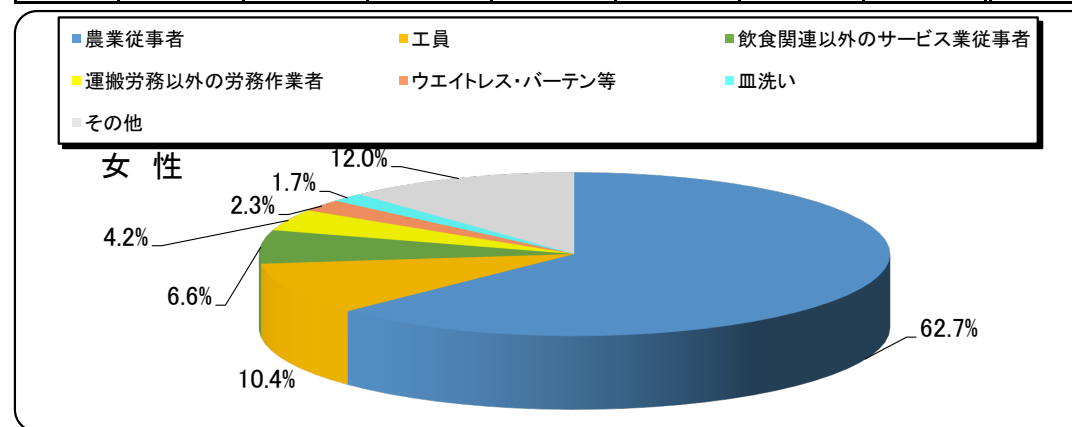
単位(人)

職種	建設作業者	農業従事者	運搬労務以外の労務作業者	工員	運搬労務作業者	飲食関連以外のサービス従事者	その他	総数
男性	3,971	2,759	808	686	198	147	931	9,500



単位(人)

職種	農業従事者	工員	飲食関連以外のサービス従事者	運搬労務以外の労務作業者	ウエイトレス・バーテン等	皿洗い	その他	総数
女性	2,468	409	260	167	92	68	471	3,935



図表10 不法就労者の就労内容別の就労場所構成

単位(人)

就労場所	職種 総数	農業従事者	建設作業者	工員	運搬労務以外の 労務作業者	飲食関連以外の サービス業 従事者	運搬労務 作業者	その他
総 数	13,435	5,227	4,011	1,095	975	407	211	1,509
茨 城	3,518	2,463	573	251	19	35	17	160
千 葉	1,967	1,034	502	104	72	48	23	184
群 馬	1,426	731	254	204	112	32	21	72
埼 玉	1,366	195	826	115	65	25	16	124
愛 知	1,035	61	369	104	233	58	11	199
東 京	925	31	467	37	56	77	13	244
栃 木	544	187	168	76	28	9	4	72
大 阪	542	27	150	41	152	30	56	86
神 奈 川	522	10	326	29	36	35	25	61
長 野	207	161	18	4	8	2	0	14
そ の 他	1,383	327	358	130	194	56	25	293

図表11 不法就労者の国籍・地域別の就労場所構成

単位(人)

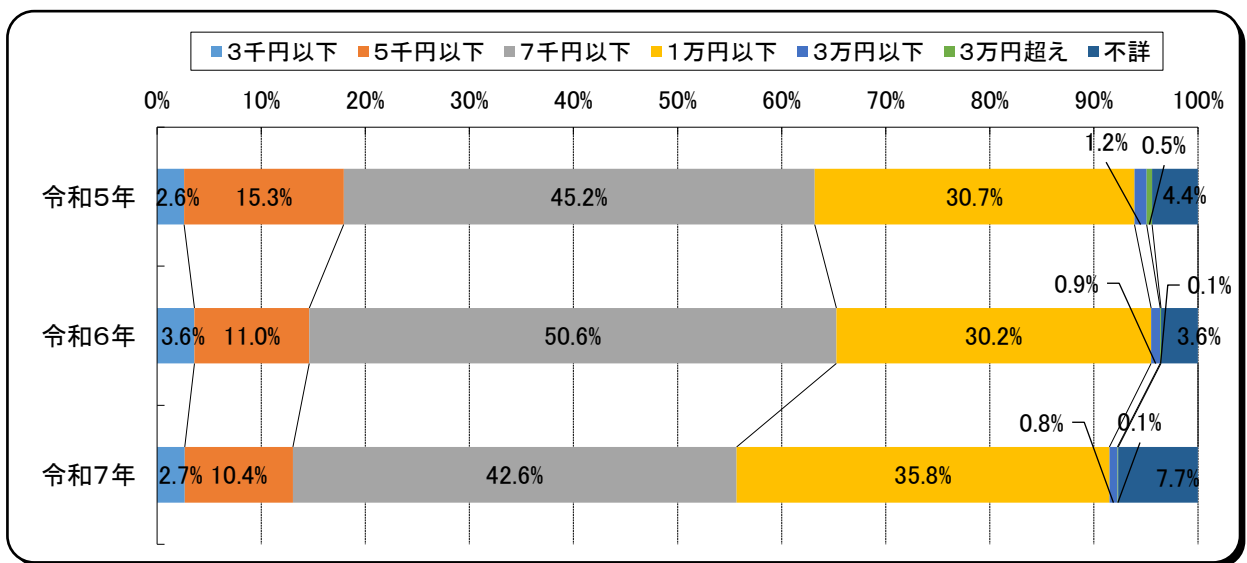
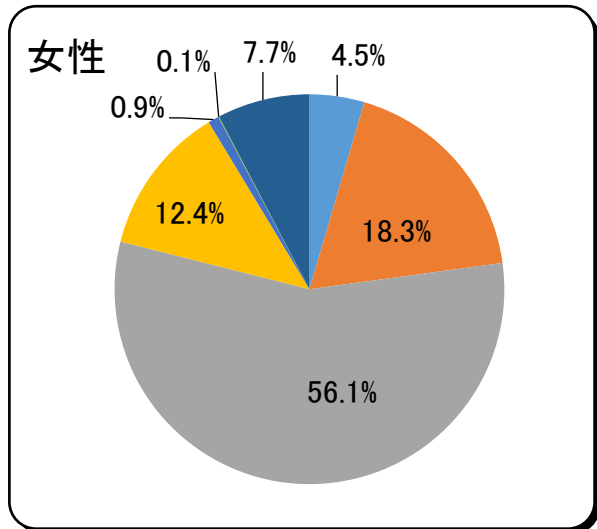
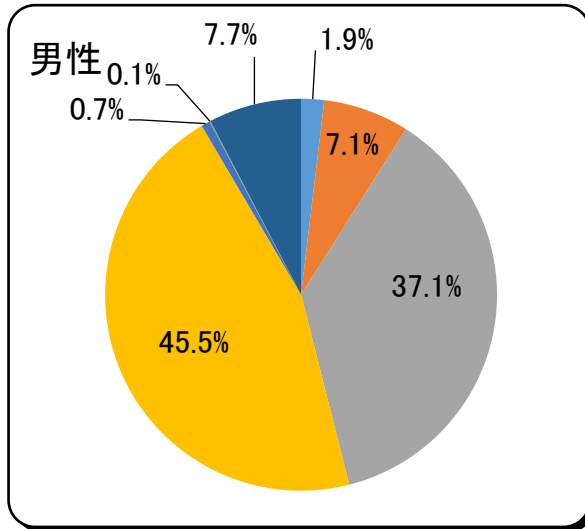
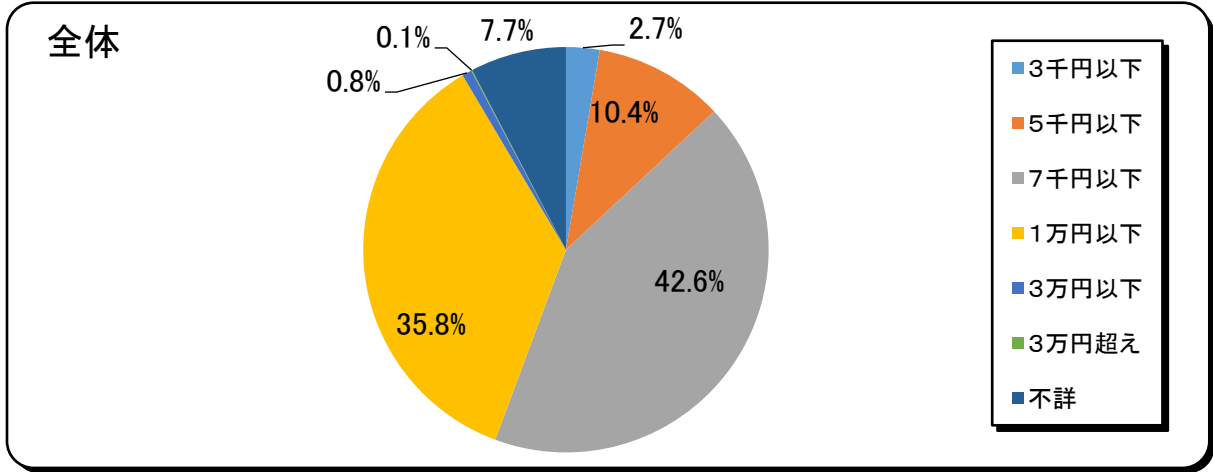
国籍・地域 就労場所	総数	ベトナム	タイ	インドネシア	中国	フィリピン	カンボジア	スリランカ	ネパール	ウズベキスタン	韓国	その他
総 数	13,435	5,872	3,267	1,409	997	453	445	297	209	84	79	323
茨 城	3,518	816	1,681	613	148	58	92	59	13	1	4	33
千 葉	1,967	523	880	32	227	112	31	73	25	11	14	39
群 馬	1,426	745	113	214	22	90	157	27	47	1	1	9
埼 玉	1,366	945	92	43	110	46	18	11	19	19	2	61
愛 知	1,035	606	29	178	67	42	0	25	29	6	3	50
東 京	925	496	64	26	197	28	1	10	16	32	16	39
栃 木	544	263	53	77	11	19	47	32	28	1	2	11
大 阪	542	433	14	8	45	4	0	3	4	1	17	13
神 奈 川	522	241	40	12	67	16	93	26	2	6	4	15
長 野	207	35	145	12	9	1	0	0	1	0	1	3
そ の 他	1,383	769	156	194	94	37	6	31	25	6	15	50

(注)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表12 不法就労者の報酬(日額)別構成

単位(人)

	3千円以下	5千円以下	7千円以下	1万円以下	3万円以下	3万円超え	不詳	総数
全体	359	1,394	5,727	4,811	104	11	1,029	13,435
男性	180	674	3,520	4,322	69	8	727	9,500
女性	179	720	2,207	489	35	3	302	3,935



図表13 退去強制令書による送還及び出国命令による出国

単位(人)

	令和6年	令和7年
総 数	17,979	17,352
退去強制令書による送還	7,698	7,563
出国命令による出国	10,281	9,789

図表14 国籍・地域別 被送還者の推移

単位(人)

国籍・地域別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	4,122 (3,264)	4,795 (3,806)	8,024 (6,303)	7,698 (6,076)	7,563 (5,970)
ベトナム	1,781 (1,510)	2,014 (1,739)	3,513 (3,032)	3,123 (2,677)	2,884 (2,542)
タイ	224 (127)	448 (252)	897 (480)	912 (419)	1,261 (588)
インドネシア	191 (158)	238 (199)	418 (351)	628 (524)	678 (615)
中国	832 (644)	784 (574)	1,041 (776)	826 (620)	668 (516)
トルコ	87 (58)	77 (68)	190 (147)	167 (156)	318 (245)
スリランカ	103 (91)	122 (113)	195 (186)	283 (263)	284 (263)
フィリピン	214 (128)	321 (209)	410 (238)	351 (215)	280 (201)
カンボジア	35 (24)	86 (68)	349 (263)	368 (286)	216 (164)
ウズベキスタン	32 (32)	48 (47)	90 (88)	164 (163)	134 (130)
ネパール	170 (123)	172 (136)	222 (171)	174 (147)	124 (104)
その他	453 (369)	485 (401)	699 (571)	702 (606)	716 (602)

(注1) ()内は、男性で内数である。

(注2) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表15 送還方法別 被送還者の推移

単位(人)

送還方法	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総数	4,122	4,795	8,024	7,698	7,563
自費出国	2,808	3,935	7,127	6,808	6,677
国費送還 (護送官なし)	1,277	724	695	581	505
国費送還 (護送官あり)	15	96	119	249	318
その他	22	40	83	60	63

(注)「その他」は、「入管法第59条による送還(運送業者の責任と費用による送還)をした者」、「国際受刑者移送法に基づき出国したものであって、出国時に退去強制令書の発付を受けていた者」及び「その他」の数値である。

図表16 送還方法別 月別の被送還者の推移

令和7年

単位(人)

送還方法	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
総数	519	524	615	433	630	702	816	603	549	691	723	758	7,563
対前年増減数	△ 8	△ 78	△ 101	△ 89	△ 131	7	131	△ 39	2	△ 13	48	136	△ 135
自費出国	466	456	566	381	549	623	718	523	488	613	644	650	6,677
国費送還 (護送官なし)	40	50	37	26	52	38	46	37	27	40	32	80	505
国費送還 (護送官あり)	12	10	11	24	27	36	46	37	26	32	36	21	318
その他	1	8	1	2	2	5	6	6	8	6	11	7	63

令和6年

単位(人)

送還方法	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
総数	527	602	716	522	761	695	685	642	547	704	675	622	7,698
自費出国	463	542	637	465	686	642	616	561	480	629	555	532	6,808
国費送還 (護送官なし)	47	34	55	39	52	30	46	55	37	51	65	70	581
国費送還 (護送官あり)	12	24	16	14	20	12	20	26	26	19	49	11	249
その他	5	2	8	4	3	11	3	0	4	5	6	9	60

単位(人)

	令和6年 上半期	令和7年 上半期	上半期 増減数	令和6年 下半期	令和7年 下半期	下半期 増減数
総数	3,823	3,423	△ 400	3,875	4,140	265
自費出国	3,435	3,041	△ 394	3,373	3,636	263
国費送還 (護送官なし)	257	243	△ 14	324	262	△ 62
国費送還 (護送官あり)	98	120	22	151	198	47
その他	33	19	△ 14	27	44	17

図表17 国籍・地域別の国費送還(護送官あり)の内訳

令和7年

単位(人)

(参考)令和6年

国籍・地域別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数	総数
総数	12 (1)	10 (1)	11	24 (1)	27 (3)	36 (11)	46 (15)	37 (10)	26 (6)	32 (6)	36 (1)	21 (4)	318 (59)	249 (19)
トルコ	0	1	2	2	2	7 (4)	12 (10)	15 (8)	9 (3)	5 (2)	9	7 (3)	71 (30)	28 (4)
フィリピン	1	0	2	10	5 (2)	4 (1)	6	4	2	2	8 (1)	2	46 (4)	37
スリランカ	1 (1)	0	1	2	6 (1)	6 (3)	8 (3)	3 (1)	4 (2)	6 (1)	4	3	44 (12)	31 (7)
中国	1	0	1	2	1	3	3	4	5	1	3	1	25	33 (1)
ベトナム	0	2	1	2	4	1	3	2	0	3	2	0	20	9
ブラジル	1	1	0	0	2	1	1	1	1	1	3	3	15	16
タイ	1	1	0	0	1	2	2	1	2	1	0	1	12	12
ナイジェリア	0	1 (1)	0	1	0	1 (1)	1	1 (1)	1	2 (1)	1	0	9 (4)	5 (1)
パキスタン	0	0	1	1 (1)	1	2 (1)	2	1	0	0	0	1	9 (2)	10 (1)
バングラデシュ	1	0	0	1	0	0	3 (1)	0	0	2	0	0	7 (1)	7 (1)
その他	6	4	3	3	5	9 (1)	5 (1)	5	2 (1)	9 (2)	6	3 (1)	60 (6)	61 (4)

(注1) 括弧内は、送還停止効の例外を適用して送還した人数

(注2) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表18 上陸拒否期間の短縮決定をした件数等

単位(件)

	令和6年	令和7年
申請	199	419
決定	154	348
非決定	40	71
終止	1	1

(注) 令和5年改正入管法の施行日である令和6年6月10日から同年12月末までの数値

図表19 上陸拒否期間の短縮決定を受けて出国した人員

単位(人)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
令和7年	10	21	26	16	29	40	36	34	25	19	48	36	340
令和6年	—	—	—	—	—	2	22	32	26	21	27	22	152

図表20 出国命令書を交付した件数

		単位(件)	
		令和6年	令和7年
出国命令書の交付		10,382	9,807
内訳	入管法第24条の3第1号イ (注1)	9,314	7,815
	入管法第24条の3第1号ロ (注1)	1,068(注2)	1,992

(注1) 入管法第24条の3第1号イは、違反調査の開始前に速やかに本邦から出国する意思をもって自ら出入国管理官署に出頭した者であること。同号ロは、違反調査の開始後、入国審査官による認定通知書を受ける前に入国審査官又は入国警備官に対して速やかに出国する意思がある旨表明した者であること。

(注2) 令和5年改正入管法の施行日である令和6年6月10日から同年12月末までの数値

図表21 出国命令により出国した人員

年	単位(人)												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総数
令和7年	952	698	936	835	782	855	856	767	712	728	780	888	9,789
令和6年	912	880	855	811	779	848	959	894	770	862	835	876	10,281

図表22 在留特別許可の申請を許可した件数等

		単位(件)	
		令和6年	令和7年
申請		2,048	2,424
許可		469	1,026
不許可		370	1,233
終止		46	119

(注) 令和5年改正入管法の施行日である令和6年6月10日から同年12月末までの数値

図表23 被収容者の入出所・月末収容人員

月 入出所・収容人員	単位(人)												総数
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
入所	930	1,003	1,064	825	1,119	1,230	1,303	933	1,046	1,445	1,311	1,191	13,400
出所	965	1,028	1,103	736	1,129	1,208	1,363	987	950	1,271	1,277	1,342	13,359
月末現在収容人員	494	469	430	519	509	531	471	417	513	687	721	570	—

図表24 官署別被収容者数

	計	令書別		退去強制令書に基づく収容期間別								最長 収容 期間 (6月以上)
		収令	退令	6月未満	6月以上	1年以上	1年半以上	2年以上	6年以上	13年以上		
				1年未満	1年半未満	2年未満	3年未満	6年半未満	13年半未満			
合計	570	82	488	471	8	3	3	1	1	1		
東日本	75	0	75	63	4	3	2	1	1	1	13年3月	
大村	15	0	15	15	0	0	0	0	0	0		
東京	282	46	236	233	2	0	1	0	0	0	1年10月	
横浜	32	2	30	28	2	0	0	0	0	0	7月	
名古屋	79	8	71	71	0	0	0	0	0	0		
大阪	87	26	61	61	0	0	0	0	0	0		

(注1)「退去強制令書に基づく収容期間」については、6月ごとに期間別の数値を計上したものを表示している。

(注2)令和7年12月31日時点

図表25 国籍別被収容者数(上位10か国)

単位(人)

国籍・地域	令和6年	令和7年	対前年増減数
総数	529	570	41
ベトナム	172	180	8
カメルーン	4	56	52
ガーナ	3	53	50
タイ	42	49	7
インドネシア	36	28	△ 8
中国	48	24	△ 24
スリランカ	36	24	△ 12
ブラジル	18	16	△ 2
フィリピン	20	14	△ 6
トルコ	13	13	0
その他	137	113	△ 24

(注1)令和7年12月31日時点

(注2)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表26 3か月ごとの収容の見直しに基づく報告の処理件数

単位(件)

出入国在留管理庁長官が3か月ごとの収容の見直しに基づく報告を受けた件数	214
出入国在留管理庁長官が監理措置決定をすべきことを命じた件数	2

- (注1)「3か月ごとの収容の見直しに基づく報告を受けた件数」とは、被退去強制者の収容期間が継続して三月に達した場合において、入管法第52条の8第3項後段に基づき、出入国在留管理庁長官が、主任審査官から監理措置決定をしない旨の報告を受けた件数をいう。
- (注2)「出入国在留管理庁長官が監理措置決定をすべきことを命じた件数」とは、同法第52条の8第4項に基づき、出入国在留管理庁長官が、監理措置決定をすべきことを命じた件数をいう。

図表27 監理措置決定の処理件数

単位(件)

		退去強制令書発付前	退去強制令書発付後
監理措置決定(①、②、③の合計)		2,103	1,680
通知による監理措置決定(①)		2,048	1,243
申請による監理措置決定(②)		54	435
申請受理件数		198	712
申請の 処理 状況	許可	54	435
	不許可	15	97
	終止	120	77
	未処理	33	194
職権による監理措置決定(③)		1	2

(注1)「通知」とは、入管法第39条第1項の通知(退去強制令書発付前)又は同法第52条第7項の通知(退去強制令書発付後)をいう。
 (注2)申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、「申請受理件数」と、「申請の処理状況」の合計とは、必ずしも一致しない。

図表28 退去強制令書発付前の被監理者に係る報酬を受ける活動の許可の処理件数

単位(件)

報酬を受ける活動の許可		4
申請受理件数		38
申請の 処理 状況	許可	4
	不許可	8
	終止	13
	取下げ	1
	未処理	14

(注)申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、「申請受理件数」と、「申請の処理状況」の合計とは、必ずしも一致しない。

図表29 退去強制令書発付前の被監理者数の推移(各年末現在)

単位(人)

国籍・地域	令和6年	令和7年
総数	196	652
トルコ	47	205
フィリピン	31	66
中国	21	53
スリランカ	8	34
パキスタン	10	34
タイ	5	33
ミャンマー	3	26
ブラジル	15	20
ベトナム	8	20
ウズベキスタン	0	20
その他	48	141

(注1)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表30 退去強制令書発付後の被監理者数の推移(各年末現在)

単位(人)

国籍・地域	令和6年	令和7年
総数	213	894
トルコ	21	254
ブラジル	37	79
スリランカ	23	77
中国	14	63
フィリピン	17	49
パキスタン	9	45
イラン	19	38
バングラデシュ	6	28
ペルー	9	21
ナイジェリア	7	20
その他	51	220

(注1)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

図表31 仮放免許可の処理件数

単位(件)

	退去強制令書発付前	退去強制令書発付後
仮放免許可(①、②の合計)	97	189
申請による仮放免許可(①)	0	18
申請受理件数	9	60
申請の処理状況		
許可	0	18
不許可	2	36
終止	8	12
未処理	0	0
職権による仮放免許可(②)	97	171

(注)申請に対する処理が年をまたぐことがあるため、「申請受理件数」と、「申請の処理状況」の合計とは、必ずしも一致しない。

図表32 退去強制令書発付前の被仮放免者数(令和7年末現在)

国籍・地域	令和7年		
	旧法	新法	計
総数	391	51	442
トルコ	90	18	108
カンボジア	69	0	69
ウズベキスタン	25	7	32
中国	17	8	25
スリランカ	23	2	25
フィリピン	18	2	20
パキスタン	13	3	16
バングラデシュ	14	1	15
カメルーン	13	1	14
ウガンダ	12	1	13
その他	97	8	105

(注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2)「旧法」は、令和5年入管法等改正法による改正前の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

(注3)「新法」は、令和5年入管法等改正法による改正後の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

図表33 退去強制令書発付後の被仮放免者数の推移(各年末現在)

国籍・地域	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			令和7年		
				旧法	新法	計	旧法	新法	計
総数	4,174	3,391	2,929	2,402	47	2,449	1,853	134	1,987
トルコ	458	650	738	569	11	580	436	68	504
イラン	276	267	275	271	5	276	237	13	250
スリランカ	237	251	268	221	6	227	145	9	154
パキスタン	156	162	175	178	2	180	144	4	148
ナイジェリア	155	156	143	141	0	141	119	2	121
中国	488	470	160	118	2	120	91	2	93
ブラジル	125	129	130	113	0	113	81	3	84
バングラデシュ	95	105	116	93	1	94	68	4	72
フィリピン	363	271	189	101	3	104	60	3	63
ガーナ	74	74	71	63	0	63	60	2	62
その他	1,747	856	664	534	17	551	412	24	436

(注1) 表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2)「旧法」は、令和5年入管法等改正法による改正前の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

(注3)「新法」は、令和5年入管法等改正法による改正後の入管法第54条第2項の規定により仮放免された者である。

図表34 退去強制が確定した者の数(100人以上の国)

単位(人)

	令和6年末	令和7年末	対前年増減数
総数	3,123	3,369	246
トルコ	610	765	155
イラン	307	295	△ 12
スリランカ	285	250	△ 35
ベトナム	203	203	0
パキスタン	197	199	2
中国	172	178	6
ブラジル	165	175	10
ナイジェリア	155	149	△ 6
フィリピン	135	123	△ 12
ガーナ	70	121	51
カメルーン	43	105	62
バングラデシュ	108	105	△ 3
その他	673	701	28

(注1)表中「中国」には台湾、中国(香港)、中国(その他)は含まない。

(注2)令和7年は速報値。

報道発表資料

令和8年5月20日
出入国在留管理庁

「秩序ある共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」の実施について

出入国在留管理庁は、6月を「秩序ある共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」と定め、適正な外国人雇用の推進について理解と協力を求めるためのキャンペーンを行います。

1 実施期間

令和8年6月1日から同月30日までの1か月間

2 主な対象

事業主、事業主団体、関係行政機関、地方公共団体等

3 実施内容

(1) 事業主に対する啓発活動

外国人を雇用している、又は雇用する予定がある事業主に対し、リーフレットの配布等により、秩序ある共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進に係る啓発活動を行う。

(2) 関係機関に対する協力依頼

事業主団体（中小企業団体、商工会議所等）、関係行政機関及び地方公共団体等に対して、秩序ある共生社会実現に向けた適正な外国人雇

日本語

用推進に係る啓発活動を依頼する。

(3) 各種研究会及び説明会等への講師派遣

企業及び各種団体等が実施する研修会、説明会等に地方出入国在留管理官署から職員を講師として派遣し、外国人を雇用する際の主なルールや各種相談先等について積極的に啓発する。

(4) 地域に密着した広報の実施

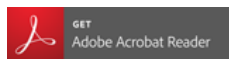
駅前や繁華街等での街頭広報活動、地方公共団体等と連携した共同キャンペーン活動等、地域に密着した広報を実施する。

(参考) 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（令和8年1月23日関係閣僚会議決定）

内閣官房HP<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/gaikokujinzai/index.html>

[「秩序ある共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」リーフレット（見開き）（PDF: 2.1MB）](#) 

[「秩序ある共生社会の実現に向けた適正な外国人雇用推進月間」リーフレット（単ページ）（PDF: 2.1MB）](#) 



pdf書類をご覧になる場合は、[Adobe Reader](#) が必要です。
正しく表示されない場合は、最新バージョンをご利用ください。



出入国在留管理庁

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同
庁舎6号館

Tel.045-370-9755（代表）（法人番号：
7000012030004）

※開示請求等の手続については[こちら](#)をご確認ください。

[サイトマップ](#)

[リンク・著作権等について](#)

[ご意見・情報提供](#)



外国人在留支援センター（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13
階

Tel.0570-011000（代表）

Copyright © Immigration Services Agency of Japan All Rights Reserved.

外国人の 適正な雇用に ご協力ください

日本人と外国人が共生の理念を理解しつつ、安全・安心に暮らせる秩序ある共生社会を実現するためには、

- ルール等を言語化・可視化し、外国人が理解できる取組を行うこと
- 法やルールに違反する者に対しては公正かつ厳正に対応していくこと

が重要です。



不法就労防止にご協力ください

不法就労とは? 不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
- ・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く
- ・留学生在が許可を受けずに働く

3 外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く
- ・留学生在が許可された時間数(原則週28時間以内)を超えて働く

注意! 事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした人 (不法就労助長罪)

→ 3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金

※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。

不法就労助長罪の厳罰化

令和9年4月1日以降は、「5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金」に引き上げられます。

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんしたりした外国人事業主

→ 退去強制の対象

- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をしたりした人 (届出義務の履行の徹底が求められます!)

→ 30万円以下の罰金



在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

在留カードの見方



▲令和8年6月14日より前に発行された在留カード(表面)

▲在留カード(裏面) ※令和8年6月14日前後において記載欄に変更なし

▲令和8年6月14日以降に発行される在留カード

▲在留カードとマイナンバーカードが一体化したカード(令和8年6月14日以降運用開始) ※裏面はマイナンバー情報等の記載

ポイント 1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合
 →原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合
 →制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 ②「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
 (②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合
 →就労内容に制限はありません。
 特定在留カードの場合、右下の追記欄に「就労不可」の記載がなされる場合があります。

ポイント 2 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
 (複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)

②「許可(「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
 (地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)

③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
 (資格外活動許可書を確認してください。)

特定在留カードの場合、「資格外活動許可欄」は表面にあり、記載文言が異なります。

① 許可(週28時間以内・風俗営業不可)
 ② 許可(週28時間以内・教育等の活動)
 ③ 許可(資格外活動許可書参照)

監理措置や仮放免は在留資格ではありません。



監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人(被監理者)を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に
 関するQ&A
 はこちら



在留カード等読取アプリケーションと失効情報照会を積極的にご活用ください。



外国人を雇用する際などに在留カード等読取アプリケーションと失効情報照会を併せて利用することで、在留カード等の偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認でき、不法就労防止対策として効果的です。

- アプリで読み取った情報が券面と異なる
- アプリで在留カード等を読み取れない
- 在留カード等番号が失効している 等

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理官署へご相談ください。

在留カード等
番号失効情報照会ページ



在留カード等読取
アプリケーション



「在留カード」及び
「特別永住者証明書」の見方



動画ライブラリー



在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方



- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、**資格外活動許可を受けていない限り就労できません**のでご注意ください。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

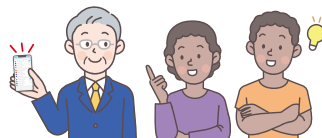
給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないように注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。

お互いを尊重し、誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。



生活オリエンテーション動画
生活オリエンテーション動画を
多言語で配信しています。動画
では日本で生活するための情報
を分かりやすく説明しています。

外国人を雇用した時の届出

● 事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。**外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則の対象となります。）。**



外国人雇用状況の届出について
（厚生労働省ホームページ）

● 外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いいたします。



届出について
（出入国在留管理庁ホームページ）

● お問い合わせはこちらへ



1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

● 外国人在留総合インフォメーションセンター

TEL 0570-013904

※地方出入国在留管理局でもお問い合わせを受け付けています（お問い合わせ先は上記二次元コードからサイトをご確認ください。）。

2 技能実習制度に関するお問い合わせ

● 外国人技能実習機構コールセンター

TEL 03-3453-8000

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所（支所）の各窓口にご連絡ください（お問い合わせ先は、上記二次元コードからサイトをご確認ください。）。

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

● 外国人在留支援センター (FRESC / フレスク)

TEL 0570-011000

※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

※地域の相談窓口でも相談を受け付けています（お問い合わせ先は上記二次元コードからサイトをご確認ください。）。

● ワンストップ型相談センター

外国人総合相談支援センター（東京）

TEL 03-3202-5535

外国人総合相談センター（埼玉）

TEL 048-833-3296

多文化共生総合相談ワンストップセンター（浜松）

TEL 053-458-1510

● 在留支援のためのコンテンツ



● 生活・就労ガイドブック

日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。



● 外国人生活支援ポータルサイト

外国人や支援者に有用な各府省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。



● 在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。



不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和7年の地方出入国在留管理官署における摘発箇所数は、1,271件でした。



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency